

令和 3 年度 認証評価

別府溝部学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 3 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	31
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	41
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	41
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	49
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	60
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	71
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	76
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	80
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	86
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	86
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	89
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	92
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11～17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、別府溝部学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 3 年 6 月 25 日

理事長

溝部 仁

学長

溝部 仁

ALO

下城 崇英

別府溝部学園短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

昭和 21 年 4 月	別府高等技藝学校設立
昭和 28 年 12 月	学校法人溝部学園認可
	溝部ミツエ理事長就任
昭和 31 年 4 月	別府女子高等学校設立（家庭科・商業科）
	溝部ミツエ校長に就任
昭和 34 年 4 月	普通科設置（高校）
昭和 36 年 4 月	美術科設置（高校）
昭和 39 年 4 月	ひめやま保育園設立
	溝部ミツエ理事長兼園長に就任
昭和 39 年 8 月	理事長（学長・校長・園長兼任）、溝部ミツエ逝去
昭和 39 年 9 月	相良範子、理事長に就任
	相良好仁、校長に就任
昭和 41 年 4 月	大分県歯科衛生士学院設置
	相良好仁、学院長に就任
昭和 42 年 4 月	保育科設置（高校）
昭和 43 年 4 月	別府女子短期大学附属ひめやま幼稚園認可設立
昭和 44 年 4 月	大分県歯科技工士学院設置
	相良好仁、学院長に就任
昭和 45 年 4 月	食物科設置（高校）
昭和 47 年 11 月	大分県歯科衛生士学院附属歯科診療所開設
昭和 48 年 4 月	衛生看護科設置（高校）
	相良範子、附属ひめやま幼稚園園長に就任
昭和 58 年 8 月	専修学校令により大分県歯科衛生士学院、大分県歯科技工士学院を大分県歯科技術専門学校（歯科専門課程）として統合改称、認可
昭和 51 年 10 月	学園創立 30 周年記念式典挙行
昭和 52 年 10 月	社会福祉法人姫山会設立認可
昭和 53 年 4 月	音楽コース設置（高校）
昭和 54 年 4 月	商業科を普通科商業コースに変更（高校）
	衛生看護科定員増認可（高校・80名）
	児童福祉施設寒田ひめやま保育園設置認可
昭和 60 年 11 月	学園創立 40 周年、高校創立 30 周年、歯科創立 20 周年記念式典挙行
昭和 61 年 4 月	別府女子高等学校から別府女子短期大学附属高等学校に高名変更

別府溝部学園短期大学

	被服科を廃して普通科服飾デザインコース設置、国際英語科を設置（高校）
平成 2 年 1 1 月	学園創立 4 5 周年記念式典挙行
平成 6 年 4 月	歯科専攻科新設（歯科）
平成 7 年 1 1 月	学園創立 5 0 周年記念式典挙行
平成 1 0 年 4 月	普通科服飾デザインコースを生活文化コースに変更、普通科福祉コース設置、国際英語科に特別進学コース制（高校）
平成 1 4 年 4 月	衛生看護科を看護科に変更（高校・5 年一貫制）
平成 1 5 年 4 月	別府溝部学園高等学校に校名変更
平成 1 7 年 4 月	普通科に特進コース、アパレルデザインコース、情報ビジネスコース設置（高校）
平成 1 7 年 1 1 月	学園創立 6 0 周年記念式典挙行
平成 1 9 年 9 月	幼稚園型認定こども園として認可（幼稚園）
平成 2 0 年 4 月	相良好仁、名誉校長就任（歯科）
	相良明宏、校長就任（歯科）
平成 2 1 年 4 月	ひらた保育園、別府市より移管
平成 2 1 年 1 0 月	理事長、相良範子逝去
	溝部仁、理事長に就任
平成 2 5 年 1 月	名誉校長、相良好仁逝去
平成 2 6 年 1 月	幼稚園創立 5 0 周年記念式典挙行
平成 2 7 年 3 月	幼保連携型認定こども園として認可（幼稚園）
平成 2 7 年 8 月	学園創立 7 0 周年記念溝部学園フェスタ開催
平成 2 7 年 1 1 月	学園創立 7 0 周年記念式典挙行

<短期大学の沿革>

昭和 3 9 年 1 月	別府女子短期大学被服科設置認可（定員 4 0 名）
昭和 3 9 年 4 月	別府女子短期大学開学
	溝部ミツエ理事長兼学長に就任
昭和 3 9 年 9 月	相良好仁、学長に就任
昭和 4 1 年 1 月	食物科認可（定員 5 0 名）
昭和 4 2 年 1 2 月	食物科定員変更認可（定員 1 0 0 名）
昭和 4 3 年 2 月	幼児教育科設置認可（定員 5 0 名）
昭和 6 1 年 3 月	各科の名称変更認可、被服科を服飾デザイン学科、食物科を食物学科、幼児教育科を幼児教育学科に変更
平成 1 0 年 4 月	相良好仁学長が名誉学長となり、溝部仁が学長に就任
平成 1 3 年 4 月	服飾デザイン学科デジタルデザインコースをグラフィックデザインコースに名称変更
平成 1 4 年 1 月	男女共学認可
平成 1 4 年 1 2 月	介護福祉学科設置認可（定員 4 0 名）

別府溝部学園短期大学

平成15年 4月	別府溝部学園短期大学に校名変更
平成20年 4月	ライフデザイン総合学科新設（定員60名）
	食物学科を食物栄養学科に名称変更認可、 定員変更認可（60名）
	幼児教育学科定員変更認可（70名）
	ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科、 介護福祉学科の4学科に改編
平成21年 3月	短期大学基準協会による第三者評価において適格認定
平成23年 9月	中国上海東海職業技術学院との友好協力協定締結
平成23年12月	中国上海思博職業技術学院との友好協力協定締結
	中国上海中僑職業技術学院との友好協力協定締結
平成24年 4月	ダブルディグリー・プログラム、秋入学開始
平成25年 4月	中国友好締結校からの短期留学課程導入開始
平成26年 6月	中国瀋陽師範大学との国際交流協定締結
平成26年 9月	中国友好締結校への日本人学生派遣開始
平成27年 3月	短期大学基準協会による第三者評価において適格認定
平成27年 4月	食物栄養学科に温泉コンシェルジュコース新設
平成31年 4月	食物栄養学科（40名）定員変更 介護福祉学科（30名）定員変更

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和3（2021）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
別府溝部学園 短期大学	大分県別府市大字野田78番地	200名	400名	309名
大分県歯科技術 専門学校	大分県別府市大字野田78番地	85名	220名	89名
別府溝部学園 高等学校	大分県別府市大字野田78番地	160名	560名	723名
幼保連携型認 定ひめやま幼 稚園	大分県別府市大字野田78番地	195名	195名	215名
ひらた保育園	大分県別府市上平田町5組	60名	60名	63名

別府溝部学園短期大学

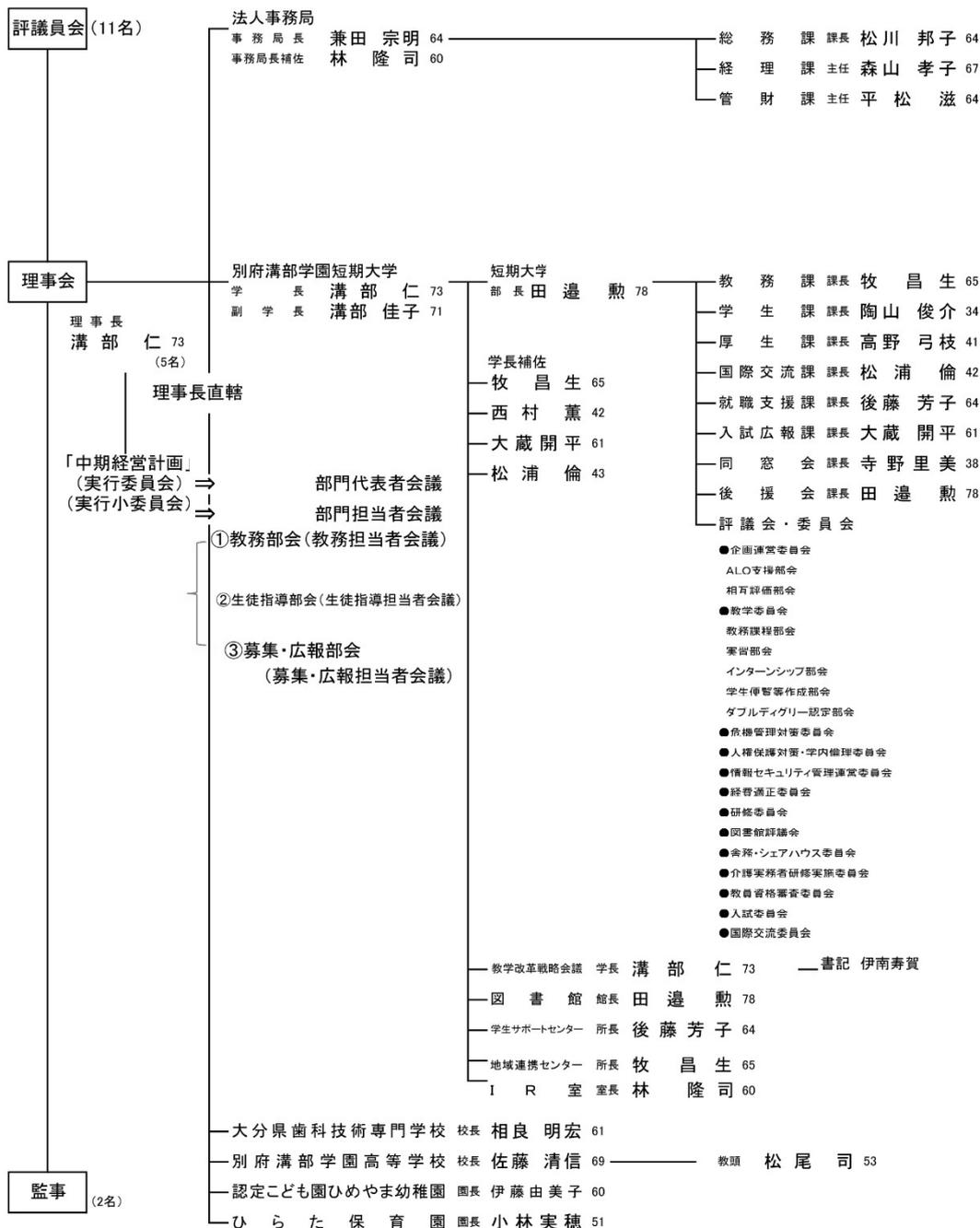
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和3(2021)年5月1日現在

令和3年5月1日現在

学校法人名	学校法人 溝部学園
法人番号	442003

学校法人 溝部学園組織図



別府溝部学園短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

地域	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)
別府市	121,305	121,305	119,448	118,499	116,496
大分市	478,586	478,537	478,113	477,701	477,400
大分県	1,159,634	1,151,853	1,142,943	1,134,431	1,124,983

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
大分県	108	65.1	98	63.6	81	64.3	104	59.1	106	57.1
宮崎県	9	5.4	7	4.5	3	2.4	8	4.5	0	0.
熊本県	1	0.6	3	2.0	1	0.8	2	1.1	3	1.6
福岡県	0	0	0	0	1	0.8	2	1.1	2	1.1
鹿児島県	0	0	3	2.0	0	0	1	0.6	1	0.5
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	1	0.6	2	1.6	0	0	2	1.1
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	1	0.8	0	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
大阪府	0	0	0	0	1	0.8	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	3	1.7	0	0
千葉県	0	0	0	0	1	0.8	0	0	0	0
宮城県	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.5
北海道	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
その他 (留学生を 含む)	48	28.9	42	27.3	35	27.7	53	30.1	69	37.1
合計	166	100	154	100	126	100	176	100	186	100

[注]

□ 短期大学の実態に即して地域を区分してください。

別府溝部学園短期大学

- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和 2（2020）年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

「おんせん県おおいた」を謳う大分県の中でも源泉数、湧出量ともに日本一である「国際観光温泉都市」が別府市である。

別府市の亀川地区に位置する本学園は、短期大学、専門学校、高等学校、認定こども園、保育園を抱える総合学園であり、短期大学には、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科、介護福祉学を設置しており、子どもからお年寄りまでをサポートできる人材育成に力を注いでいる。「自立・自活できる人材の育成」を建学の精神とし専門教育・実務能力の育成と向上に加え、「あなたはこの資格のほかに何ができますか？」を合言葉とし実社会に出た時に必要な人格教育についても重視している。

毎年の入学生の 60%前後が大分県内の出身者であり、また、県内へ就職する学生が多いため、地元根付いた短期大学である。

■ 地域社会の産業の状況

別府市は前述の通り、世界でも屈指の温泉資源を有しており、医療、浴用などの市民生活はもとより、観光、産業などにも幅広く活用され、古くから日本を代表する温泉地の一つとして発展してきた。ゆえに、産業は第 3 次産業が主である。宿泊業や飲食業、小売業等の観光関連のほか、近年では、湯治場として発展してきた経緯を元に医療・福祉分野の利用や、温泉の地熱を利用した発電などを行っている。また、海外からの観光客も多く、ゆえに多国籍な人材を求められる地域でもある。

本学では、平成 27 年 4 月に心と体の健康・癒しを提供する人材を育成する場として、日本初の「温泉コンシェルジュコース」を食物栄養学科に新設し、この取組は文部科学省の職業実践力育成プログラム（BP）に認定されている。

令和 2 年度はコロナ禍により別府市を訪れる観光客が激減し、宿泊施設が閉鎖されるなど少なくない影響が出てきている。

別府溝部学園短期大学

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



別府市全景



別府市
JR 亀川駅周辺
(本学周辺)

別府溝部学園短期大学

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

<p>①自己点検・評価活動について、自己点検・評価委員会と「ALO 委員会」を設置しているが、自己点検・評価が効果的に行われるよう、その役割分担などを整備されたい。</p> <p>② ウェブサイトで公表しているシラバスにおいて、記述内容に不備が散見されるので、改善されたい。</p>
<p>(b) 対策</p> <p>① 自己点検・評価活動が効果的に行われるよう、自己点検・評価委員会の下部組織として「ALO 支援部会」を設置し、その下に自己点検・評価専門委員会を置き、基準 I ～IVに短大教員ほぼ全員と事務局職員数名が所属し、企画運営委員会やALO 支援部会を核として、所属の基準を基本とし、必要に応じて各基準を超えて協力して報告書を作成するようになった。</p> <p>③ 平成 29 年 8 月に教職課程部会による「平成 30 年度からの授業を想定したシラバス作成の注意事項、作成のための観点、到達目標、講義内容、評価、参考資料、テキスト、科目の位置づけ等について」、12 月に教学委員会による「平成 30 年度シラバス作成について」の FD・SD 研修を実施した。これ以降、提出されたシラバスを教務課と教学委員会でダブルチェックしたものを本学のウェブサイトで公表している。</p>
<p>(c) 成果</p> <p>①自己点検・評価報告書作成にあたっては、基本的には所属している基準を担当するが、必要な情報の取得や確認を全教職員でそれぞれに協力しながら取り組んでいる。</p> <p>②ルーブリックを取り入れた「できる」評価を全ての授業で採用しシラバスに反映させている。また本学ウェブサイト上のシラバスのページの表示様式を改善した。</p>

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

<p>(a) 改善を要する事項</p> <p>①平成 28 年 4 月に発生した「熊本・大分地震」による学生寮解体に伴う代替処置について</p> <p>②本学専用サイト (e-PortFolio) の有効活用について</p>
<p>(b) 対策</p> <p>本学園が保有もしくは賃貸契約した「個室マンション」および「戸建て住居」を学生寮として準備した。入居費は 5 万円、寮費は原則として月額 2 万円とした。ただし、本学奨学生の対象でもある年収 300 万円未満 (前年度の証明) の保護者の学生についてはシェアハウス奨学生に係る奨学金規定を適用し半額に、また、ひとり親家庭の学生についても半額とした。</p> <p>本学専用サイト (e-PortFolio) で授業の変更や補講連絡、追再試連絡、行事の事務連絡等の教務に関わる情報や就職に関わる求人情報の案内できるようした。</p>

(c) 成果
① 県外からの学生に加え、県内の通学に不便な地域で長時間の移動を要する学生が入居をしている。令和3年4月現在の入寮者数は、男子学生3名、女子学生24名、計27名である。
② 情報を学生が自分のスマートフォンなどで確認できるようになったため、多くの情報の学生への伝達が早くなり、特に台風や集中豪雨の警報が発令された際など学園の対応を指示できるようになった。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 令和3（2021）年5月1日現在

別府溝部学園短期大学

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する こと	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 教育研究上の基礎的な情報> 令和3年度教育研究上の基礎的な情報 「学部、学科、課程、研究科、専攻ごとの 名称及び教育研究上の目的」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36469-580d4b4dae37b7fdd414af139016864e</p>
2	卒業認定・学位授与の方針	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 3つの方針> 別府溝部学園短期大学 3つの方針 [2021年度入学者用] 「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36501-46af3e6d3630c1cc3ed17acfe3c77c3c</p>
3	教育課程編成・実施の方針	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 3つの方針> 別府溝部学園短期大学 3つの方針 [2021年度入学者用] 「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36500-918b151c1c6ff4f3b204442479fa7cdc</p>
4	入学者受入れの方針	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 3つの方針> 別府溝部学園短期大学 3つの方針 [2021年度入学者用] 「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36499-45db549acd56c5fd3d0059e55e6b2950</p>
5	教育研究上の基本組織に関するこ	<p>本学ウェブサイト トップページ></p>

別府溝部学園短期大学

	と	<p>大学紹介> 建学の精神・教育理念 http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/philosophy</p>
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 修学上の情報等> 令和3年度教育研究上の基礎的な情報 「教員組織、各教員が有する学位及び業績」 http://d11.d1.sua.jp/d1/36598-677f4431dbd848946cb54d8c90f280f0</p>
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 修学上の情報等> 令和3年度教育研究上の基礎的な情報 「入学者数、収容定員、在学者数、卒業 者数、進学者数、就業者数」 http://d11.d1.sua.jp/d1/36651-17be3c496c450f33d736de686498df52</p>
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 修学上の情報等 令和3年度教育研究上の基礎的な情報 「教育課程・履修モデル」 http://d11.d1.sua.jp/d1/36638-94c1f2e57ded138caac776a28312dcfa</p>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 修学上の情報等 令和3年度教育研究上の基礎的な情報 「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準」 http://d11.d1.sua.jp/d1/36652-ee9b90907e056302d00152a407740191</p>

別府溝部学園短期大学

10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 教育研究上の基礎的な情報 令和3年度教育研究上の基礎的な情報</p> <p>「校地・校舎」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36622-7272df6f4ca2eaafeb0ffb05b07e638f</p> <p>「学生の教育研究環境」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36472-aa8ae185554f5112f5ee7ac73952a0de</p>
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 修学上の情報等 令和3年度教育研究上の基礎的な情報</p> <p>「授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36473-7aad15120bb009917a3e7a4e5f7dbf34</p>
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 情報公開> 修学上の情報等 令和3年度教育研究上の基礎的な情報</p> <p>「進路選択・心の健康等支援」 http://dl1.dl.sua.jp/dl/36478-efb590646d02fea4030264b19ef9c36f</p>

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	<p>本学ウェブサイト トップページ> 大学紹介> 財務状況 http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/financial_condition</p>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和 2（2020）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、平成19年2月15日付文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、研究代表者及び研究分担者は、「適正化法」、「科学研究費補助金取扱規程」等を遵守して、交付の目的に従って誠実に補助事業を行い、科学研究費補助金の効率的使用に努めなければならない、との基本的な認識のもと、厳格な運営、管理体制を構築しており、本学のウェブサイト上にも情報公開している。

また、その運営・管理を適正に行うために、最高管理責任者（学長）、統括管理責任者（副学長）及びコンプライアンス推進責任者（短期大学部長）を置き、責任体制を明確にするとともに、不正行為に関する通報を受け付ける窓口として法人事務局を、また制度、ルール、手続き等の相談窓口として総務課を充てている。

さらに、全ての教職員に対し「個人情報保護規程」に則り、情報の適正な取り扱いの徹底、ハラスメントの防止については「ハラスメント防止規程」の遵守について、さまざまな研修を実施している。

○関連規程等

- 「別府溝部学園短期大学公的研究費運営・管理規程」
- 「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金事務処理規程」
- 「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金支出基準」
- 「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」
- 「科学研究費事務処理マニュアル」

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価委員会（企画運営委員会）

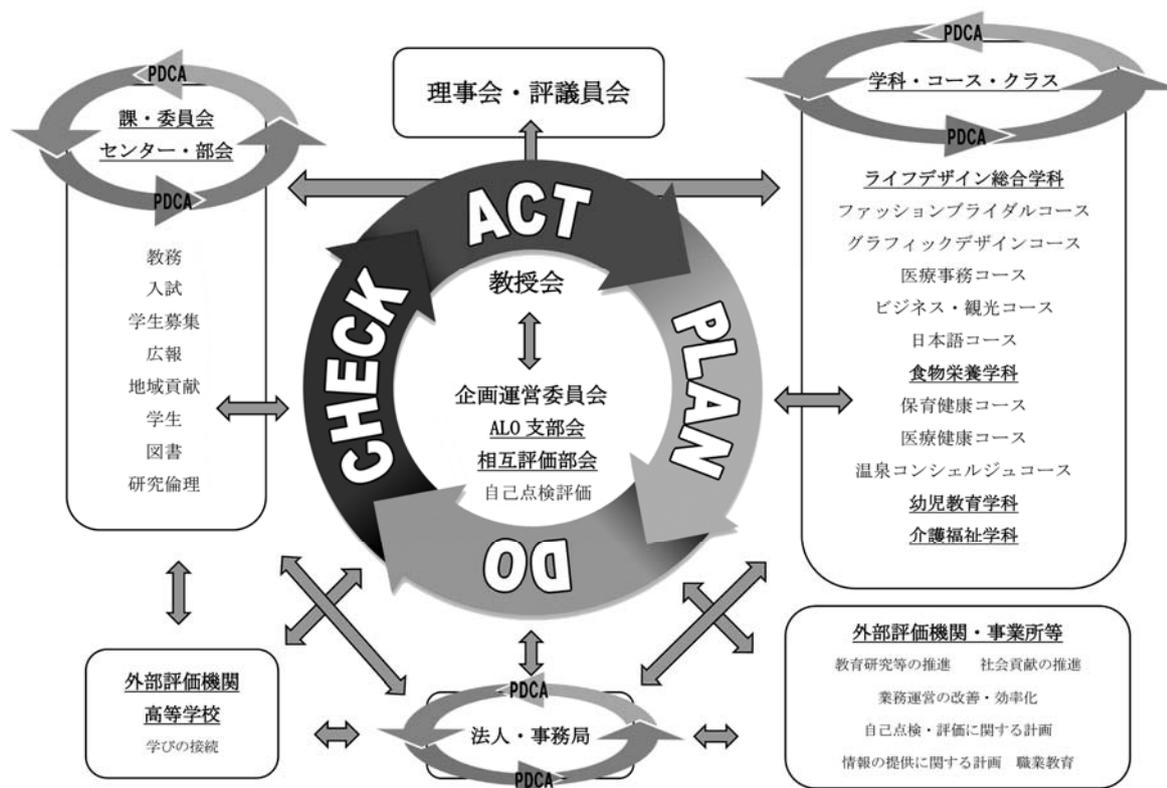
役職	氏名
学長	溝部 仁
副学長	溝部 佳子
短期大学部長	田邊 勲
ライフデザイン総合学科 学科長	大蔵 開平
食物栄養学科 学科長	牧 昌生
幼児教育学科 学科長	西村 薫

介護福祉学科 学科長	溝部 佳子(兼)
国際交流課長	松浦 倫
教務課長	牧 昌生(兼)
学生課長	陶山 俊介
厚生課長	高野 弓枝
就職支援課長	後藤 芳子
入試広報課長	大蔵 開平(兼)
後援会 課長	田邊 勲(兼)
国際交流課 課長補佐	安藤 菜々子
教務課補佐	猪俣 慶寿
入試広報課 課長補佐	下城 崇英
学生サポートセンター長	後藤 芳子(兼)
地域連携センター長	牧 昌生(兼)

●ALO 支援部会

役職	氏名
支援部長(ALO)	下城 崇英
副支援部長(ALO 補佐)	猪俣 慶寿
ALO 支援委員	高野 弓枝
ALO 支援委員	牧 昌生
ALO 支援委員	江島 陽子
ALO 支援委員	栗秋 良子
ALO 支援委員	松川 邦子 (学園事務局)
ALO 事務補佐	田中 咲愛
ALO 事務補佐	伊南 寿賀
ALO 事務補佐	藤原 晶歩
ALO 事務補佐	外園 等子

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
自己点検評価組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成26年度に第2評価期間の第三者評価を受審し、機関別評価において、基準Ⅰ「建学の精神と教育の効果」、基準Ⅱ「教育課程と学生支援」、基準Ⅲ「教育資源と財的資源」、基準Ⅳ「リーダーシップとガバナンス」のいずれも「合」と評価され、短期大学基準協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから「適格」と認められた。その際、向上・充実のための課題として付された、①自己点検・評価活動について、自己点検・評価委員会と「ALO委員会」を設置しているが、自己点検・評価が効果的に行われるよう、その役割分担などを整備されたい。②ウェブサイトで公表しているシラバスにおいて、記述内容に不備が散見されるので、改善されたい。に対する対策及び成果は、本報告書9ページの前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応についての中で述べた通りである。その他にも学生生活をより充実したものにするための改善が毎年図られている。（本報告書9～10ページ参照）

また、鹿児島女子短期大学（鹿児島県鹿児島市）との相互評価会議は、平成23年度以降継続して実施されており、双方の自己点検・評価体制の充実に繋がっている。

以上のことから、自己点検・評価の組織が諸課題の解決に向けて十分機能していると考えられる。

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

第2評価期間の第三者評価受審以降も、ALOが大学・短期大学基準協会主催のALO対象説明会（8月・東京、令和2年度は動画配信）に毎年参加し、新しい情報と知識を吸収することを欠かしていない。そこで得た情報は、FD・SD研修などを通じて全教職員（自己点検・評価専門委員）に伝達されている。

「令和2年度自己点検・評価報告書作成及び提出・備付資料準備分担表」に基づき作成・準備に当たった。

- ・ 令和2年度

開催日	回
4月1日	第1回
9月11日	第2回
6月7日	第3回
12月18日	第4回
3月4日	第5回
3月18日	第6回

- ・ 令和3年度

開催日	回
4月1日	第1回
5月7日	第2回
6月7日	第3回

6月18日 ALO支部会員による最終確認

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

- 1 別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック（2020 学生便覧）
- 2 別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021
- 3 2021 別府溝部学園短期大学学生募集要項
- 4 別府溝部学園短期大学ウェブサイト（建学の精神）
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/philosophy（2021 年 6 月 23 日アクセス）
- 5 別府溝部学園短期大学新聞第 70 号
- 6 2020 別府溝部学園短期大学オープンカレッジリーフレット
- 7 2020 別府溝部学園短期大学オープンカレッジ報告一覧表
- 11 別府溝部学園短期大学学則

備付資料

- 1 平成2年11月発行 花芯 溝部学園創立45周年記念誌
- 2 昭和58年9月10日発行 道ひとすじ 別府女子短期大学・別府女子高等学校 手工芸作品集（創立38周年）
- 3 平成7年11月21日発行 花よ咲け 溝部学園50年史・資料編
- 4 MY WAY ～自主自活できる子女の育成をめざして～おおいたの経済と経営 No. 172 2005. 1 大銀経済経営研究所
- 5 2005年11月5日発刊 溝部学園60周年記念誌 未来への翼
- 6 別府溝部学園短期大学紀要 第33号 相良好仁先生追悼号 2013年3月発行
- 7 別府溝部学園短期大学紀要 第37号 70周年記念号 2016年9月発行 p. 9
- 8 別府溝部学園短期大学紀要 第43号 2020年3月発行
- 9 2020年度教授会資料 頌徳式実施要項
- 10 別府市まちづくり連携交流協定書
- 11 大分県地域の共食拡大事業委託
- 12 とよのまなびコンソーシアムおおいた単位互換協定
- 13 大学等による「おおいた創生」推進協議会単位互換に関する協定書
- 14 別府溝部学園短期大学と大分県農業協同組合中西部事業部柿部会及び大分県農業協同組合中西部の連携に関する協定書
- 15 高大連携協定書（学校法人大分高等学校 大分高等学校）
- 16 高大連携協定書（学校法人溝部学園 別府溝部学園高等学校）
- 17 高大連携協定書（学校法人城南学園 福德学院高等学校）
- 18 高大連携協定書（学校法人扇城学園 東九州龍谷高等学校）
- 19 学校法人溝部学園と明日香コミュニケーション専門学校との留学生指定校推薦に

別府溝部学園短期大学

関する覚書

- 20 日本別府溝部学園短期大学と中国瀋陽師範大学との国際交流大綱協定書
- 21 上海中僑職業技術学院と別府溝部学園短期大学との友好協力協定書
- 22 上海思博職業技術学院と別府溝部学園短期大学との友好協力協定書
- 23 上海東海職業技術学院と別府溝部学園短期大学との単位互換及びダブルディグリー留学に関する協定書
- 24 日中高大連携友好協力協定書
- 25 日本国別府溝部学園短期大学と中華人民共和国長春中医薬大学との学術および教育交流協定書
- 26 日本国別府溝部学園短期大学と中国香港新中医学院との学術および教育交流協定書
- 27 外国人留学生の職業紹介に関する協定書
- 28 九州大学病院別府病院と別府溝部学園短期大学と連携に関する協定書
- 29 協定機関との交流活動に関する記録
- 30 別府溝部学園短期大学短期ビジットプログラム 滞在予定表
- 31 2019年別府溝部学園短期大学 上海短期留学 中国の文化・中国事情研修プログラム
- 32 上海思博職業技術学院における別府溝部学園短期大学日本語体験授業報告書
- 33 朝日キャリアバンクによる企業説明会依頼文
- 34 2020年度別府溝部学園短期大学オープンカレッジ報告書
- 35 2020地域貢献活動報告書
- 36 令和2年度地域活性化事業（実践型地域活動事業）実施報告書 大学等による「おおいた創生」推進協議会
- 37 別府溝部学園短期大学 幼児教育学科 令和2年度 総合表現発表会 プログラム
- 38 第31回学校法人溝部学園『為朝杯』高等学校弓道大会

備付資料-規程集

- 19 別府溝部学園短期大学 委託生規程
- 26 別府溝部学園短期大学 科目等履修生規程

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

【建学の精神】

自立・自活できる人材の育成

【教育理念】

- 真理の探究に努め、新時代に求められる教養を身につけ地域社会への貢献を果たすべく高い専門性の修得を図る。
- 自立的でかつ調和のとれた豊かな人間性を育成するとともに、生を慈しみ相互の人格と尊厳を尊ぶ社会性を培う。
- 心身の鍛練に励み、進取の気概に溢れた明朗活発な心と自らの能力の最大限を發揮しうる優れた体力を養成する。

【合言葉】 あなたはこの資格の他に何ができますか

【人格育成のための具体的目標】 三活動・五心

別府溝部学園短期大学の建学の精神は「自立・自活できる人材の育成」（提出-1 p. 8）（提出-2 p. 60）（提出-3 表紙裏）（提出-4）であり、終戦後の混乱期に本学の創設者である溝部ミツエが、生活苦に活路を見出したいと願う戦争寡婦やかつての教え子達に、自らの力で生活ができる技術を身につけ自立・自活できる子女の育成をめざして昭和 21 年（1946 年）に別府高等技芸学校を創立したことに源がある。

建学の精神は、合言葉である「あなたはこの資格の他に何ができますか」をモットーとし、社会に求められる教養や資格を卒業までに多く身に付け、卒業後は自立・自活できる人材を養成することを示している。且つ、地域社会へ貢献できる人格の育成と人間の尊厳を尊重できる社会性を心身ともに培うことを教育理念として明示し「三活動・五心」とあわせて、短期大学の教育理念や理想を明確に示している（備付-1～7）。

本学学則第 1 章総則（提出-1 p. 221）

（目的）

第 1 条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い、別府溝部学園短期大学の建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」を基本目的とし、ライフデザイン、食物栄養、幼児教育及び介護福祉に関して深く専門的な学術を研究するとともに、職業に必須の教育を授け、豊かな教育と優秀な技能とを有し、かつ極めてよき指導者として有為な人材を育成し、民主主義社会における文化の創造進展に寄与することと共に、地域振興に貢献できる人材の育成を目的とする。

建学の精神は、私立学校法第一条「私立学校の特性にかんがみ、その自主性を重んじ、公共性を高めることによって、私立学校の健全な発達を図ることを目的とする」とある通り、建学の精神は教育基本法及び私立学校法の趣旨に則り、地域の振興に貢献できる人材の育成を目的としており、公開講座や地域貢献活動等の実績（提出-5）から

も、地域社会に受け入れられる公共性を有しているといえる。

建学の精神は本学のウェブページ(提出-4)や「別府溝部学園短期大学新聞第70号」(提出-5)、「別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021」(提出-2)、「2021 別府溝部学園短期大学学生募集要項」(提出-3 表紙裏)に記載して公表し、オープンキャンパス、高校訪問、各種進学相談会・ガイダンス等の機会には入試広報課職員が「CAMPUS GUIDE」を用いて説明し周知を図っている。新入生及び教職員には建学の精神が記載された「学生便覧」(提出-1)を年度当初に配布し、新入生オリエンテーションの際は学長が「建学の精神」についての講話を行っている。加えて、毎年10月上旬に学園創設者である溝部ミツエの功績を称える式典として「頌徳式」を行い、全学生・教職員が参加している。その際にも、建学の精神に触れた講話を学長が行っている(提出-1 p.219)(備付-9)。また、別府溝部学園短期大学本館のロータリー掲示板には建学の精神を記載したプリントを掲示している。このように建学の精神は学内外において共有がなされ、行事やイベント、様々な媒体を通じて定期的に確認している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

別府溝部学園短期大学が有する専門的知識や施設、研究機能を地域社会に開放するため、生涯学習事業として公開講座や、正課授業の開放を行っている。公開講座はオープンカレッジ(提出-6)として毎年実施し、前年度実施した講座アンケートの要望を基に、地域住民の学習需要に応え、地域文化向上の一助となるよう開催を行っている。特に「お魚さばき講座」は23年間、蒲江漁業青年部連絡協議会より提供いただいた大きなブリやタイを丸ごと一尾さばく等の体験を行い、食物栄養学科の学生と地域の方々との交流の場となっていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和2年度は来年度へ延期となった。2020 別府溝部学園短期大学オープンカレッジは合計19の講座が人数制限をしながら計画され、感染予防対策を十分に行い、そのうち13の講座が開催され、延べ359名の参加があった(備付-34)。

正課授業の開放(リカレント教育を含む)は科目等履修生制度を設けており、本学所定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで、履修を願い出た者について当該科目の授業の妨げのない限り選考の上、入学することができる(提出-11 第12章 第34条)(備付-規程集26)。また、教育委員会や私立学校の学長及びその他機関の長から研修を委託された者について、公共職業訓練(民間委託訓練)生として入学を志願することができ、書類審査や筆記試験、面接等による選考の上、教授会の議を経て学長が入学

を許可する(提出-11 第12章 第35条)(備付-規程集 26)。2020年度現在、幼児教育学科、食物栄養学科及び介護福祉学科に公共職業訓練(民間委託訓練)生が在籍している。さらに本学は、大分県立芸術文化短期大学、大分県立大分工業高等専門学校、国立大学法人 大分大学、学校法人文理学園 日本文理大学、学校法人 別府大学・別府大学短期大学部、放送大学、学校法人立命館 立命館アジア太平洋大学の8校と単位互換に関する協定を結んでおり、各高等教育機関の特色ある授業科目を開放することにより教育課程の充実や、学生の幅広い視野の育成及び学習意欲の向上を図っている(備付-12)。また、文部科学省の職業実践力育成プログラム(BP)において、・女性活躍 ・非正規 ・地方創生の3テーマに対応した履修証明書を授与する講座として3つの課程が認定され、温泉コンシェルジュ養成課程(3コース)を実施している(https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/bp/)。対象者として社会人・事業所従業員を主としているため、講座は週末、集中講義を主に実施し、受講料減免制度をはじめ、別府市と連携した事業所への受講料半額還付制度も整備している。

卒業教育は各学科とも卒業生から相談があった場合は随時教員が指導を行い、オープンカレッジ(公開講座)の案内(提出-6)も適宜卒業生に行っている。一事例として食物栄養学科では管理栄養士試験受験希望の卒業生に対して、個別に勉強方法のアドバイスをしている。加えて、例年はライフデザイン総合学科のファッションショーに卒業生作品の出品と授業時間外に洋裁教室の開放などを卒業生に対して行っていたが、令和2年度はコロナ禍により実施しなかった。

地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を結び、以下の通りに連携を図っている。

学校法人大分高等学校 大分高等学校、学校法人溝部学園 別府溝部学園高等学校、学校法人城南学園 福德学院高等学校、学校法人扇城学園 東九州龍谷高等学校と高大連携協定を結び、通常実施されるオープンキャンパスに加えて、協定を結んだ高等学校には、個別のオープンキャンパスや進学ガイダンスを実施するなど、高等学校の教職員と連携を図っている(備付-15~18)。

また、大分県大分市にある学校法人明日香学園と協定を結んでいるほか(備付-19)、海外の大学とも連携をとり、2014年6月に中国瀋陽師範大学、2011年12月に上海思博職業技術学院、2019年6月に長春中医薬大学、2019年10月に香港新中医学院とも友好締結を結び、連携協力の関係を継続している(備付-20、22、25、26)。

特に、2016年6月に瀋陽師範大学で開催された「大学教育における国際化の革新と発展—大学学長フォーラム」では、本学学長がアメリカや韓国など様々な国や地域の高等教育機関と共同して講演を行うなど、国際交流の場を拡充する取り組みを行っている(備付-29)。また、2018年6月に上海思博職業技術学院で開催された「2018年老年介護学に関する国際研究会」で、本学副学長が依頼を受け「より良い中国老年看護教育方法を探り、社会に必要とされる優秀な人材を育成する」という目的のもと中国、オランダ、イギリス、フランスの国内老年看護学に関する学者が集まり「日本の老年看護の経験や心得」に関する講演を行った(備付-29)。加えて、友好締結を結んだ2019年6月に長春中医薬大学で開催された「2019年世界中医薬学会連合会」学術交流大会には、本学副学長が招聘され、ロシアやアメリカ等6ヶ国の専門家が集まる中、老年介護に

についての学術発表を行った(備付-8)。

また、上海中僑職業技術学院、上海思博職業技術学院、上海東海職業技術学院、大連通才計算機中等職業技術学校とダブルディグリー協定を締結しており、4校からの入学生はダブルディグリー生として本学で取得した単位が各学校の単位として認められる。そのため、ダブルディグリー協定を締結している大学等間で、所定の要件を満たした者には、卒業証書を授与している(備付-21~24)。また、友好締結校向けに2013年から毎年約2週間の短期留学プログラムを実施し、日本語の授業体験をはじめ、介護福祉学科や幼児教育学科、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科の授業体験、学外研修を通して、国際交流を図っている。2019年度7月には上海思博職業技術学院から7名の学生を受け入れ、同年9月には上海短期留学を実施し、日本人学生2名が中国の文化や中国事情に触れ、国際的な視野で日中両国の相互理解を深めた(備付-30、31)。このように、交換留学によって国外の教育機関と相互交流を深めてきたが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により国と国の移動を伴う留学プログラムの実施が困難であったため、12月下旬に上海思博職業技術学院の学生を対象にオンラインによる日本語体験授業を行い、新たな形式で多くの学生と交流を図ることができた(備付-32)。また、朝日キャリアバンク株式会社と協定を結び、大分県内で就労を希望する留学生と、留学生の受け入れを希望する企業をつなぐ就職セミナーを学内で実施している(備付-27)(備付-33)。

食物栄養学科は大学などによる「おおいた創生」推進協議会COC(センター・オブ・コミュニティ)+事業と協定を行い(備付-13)その活動の一環として「おおいたのもったいないを考える～SDGs 持続可能な社会の実現に向けて私たちができること～」 「大分の輪を広げよう～給食施設で地産地消を取り入れるためのレシピ開発～」 『豊の七瀬柿』PR大作戦」「温泉県おおいた魅力発信コンシェルジュ養成啓発事業九重発！大自然と里山に沸く温泉を満喫」の活動を実施した(備付-36)。この活動報告会は、オンラインで開催され、24題中「豊の七瀬柿」が2位に選ばれた。この「豊の七瀬柿」の普及活動は、3年継続JAおおいた中西部事業部との連携協定を行い(備付-14)、開発した商品はトキハ(百貨店)の食品コーナーやトキハインダストリー(スーパー)等、で販売が行われた(備付-8)。また、大分県生活環境部食品・生活衛生課が企画した「令和2年度地域の共食拡大事業業務委託」企画提案競技では「幼児のためのお楽しみワンプレートランチ共食会」が採用され(備付-11)、レシピ開発と食育活動を行った(備付-35)。

学校法人溝部学園「為朝杯」高等学校弓道大会を年一回開催している。これは弓の名手である「源為朝」が御祭神である羽室御霊社がある姫山の麓に別府溝部学園短期大学が立地していることに因み、弓道修練に精進する若者が立派な社会人となることを祈念して、大分県内外の高校生を招いて30年以上前から開催している弓道大会である。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、第32回目となる予定であった大会は中止となった(備付-38)。

ボランティア活動は、学内の学習だけでなく、地域社会での体験活動を重視するため積極的に推進している。そのため、「社会貢献演習」という科目を設けており、2時間×8回以上の社会貢献をした者に対して単位認定を行っている(提出-1 pp. 51~173)。

ライフデザイン総合学科グラフィックデザインコースは例年4月の温泉祭りの期間中に学生が作成したポスターなどを展示し、例年7月にはべっふ火の海祭りで灯籠作品の展示を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった。留学生は例年10月に大分市主催で行われている「おおいたワールドフェスタ」がオンライン開催となり、英語と日本語での絵本読み聞かせ、中国の伝統文化である切り紙の紹介、スリランカのチキンカレーやネパール語の挨拶の紹介を動画にまとめ発信を行った(備付-35)。また、11月には感染症予防を徹底したうえで地域の子どもたちを対象とした影絵芝居を行った。12月には留学生約50名で地域の清掃活動を行った(備付-35)。2021年1月には中国語、ネパール語、ヒンディー語、英語、シンハラ語の5か国語で手洗い方法の動画を撮影し、市町村のSNSで発信した(備付-35)。食物栄養学科は、毎年、大分県農林水産祭に大分県産品を使用した料理の出店協力を行い今年も準備していたが、台風のため中止となった。11月15日おおいた食の日イベント Rooftop 食育フェスタは屋外での講演、展示会、人数制限感染予防対策を講じて食育活動に参加協力した(備付-35)。

幼児教育学科は授業で学んだ、音楽・美術・体育・表現等の成果を大分県内の子どもたちやステークホルダーへ披露する機会として例年大分市、別府市の2会場で「子どものためのミュージックカーニバル」を開催しているが、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響をうけ、第40回目となる公演を来年度に延期し、学内で「総合表現発表会」(提出-5)を開催した。感染症対策を講じたうえで、学校法人溝部学園認定こども園ひめやま幼稚園の園児を招き、授業で取り組んだ内容を発表した。また、例年大分県東部保健所と共催し、年に6回別府市と日出町の幼児施設において「子ども手洗い教室」を実施しているが本活動もコロナ禍のため活動は控え、同上イベントである「総合表現発表会」で手洗い歌を園児と一緒に歌い、手洗いの大切さを呼び掛ける活動を行った(備付-37)。

介護福祉学科では、介護人材育成と地域貢献を目的として、介護福祉学科発足当初より取り組んでいる「ふくし・ふれ愛ひろば～きちよくれ! 楽しんデイ～」を開催した。例年地域の高齢者と県内の高校生を対象としてそれぞれ2回実施しており、令和2年度も介護の素晴らしさや食生活の重要性をテーマに地域からの参加者と交流を深める活動を行った(提出-5)。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

建学の精神は確立し、教育理念である合言葉「あなたはこの資格のほかに何ができますか」(提出-4)や人格育成のための具体的目標として「Mizobe Spirits 三活動・五心」(提出-1 p.8)(提出-4)を明示している。ステークホルダーへの周知を図る為の取り組みとして、「新生保護者説明会」を入学式後に毎年実施しているが、コロナ禍のため中止となった。入学後のオリエンテーションにおいて新生生には上記の内容は周知できたが、保護者に対しての周知が課題として認識している。そのため、より一層の周知を意図して、建学の精神と人材養成のための具体的目的を記載したカリキュラムマップ等を保護者宛に送付等も検討したい。ただし、今後のコロナ禍の影響によっ

ては従来どおりの保護者説明会の実施も検討していく。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

教育理念である「あなたはこの資格のほかに何ができますか」(提出-3 表紙裏)(提出-4)という合言葉と人格育成のための具体的目標として「Mizobe Spirits 三活動・五心」(提出-1 p.8)(提出-4)を学科・コースの教育目標とあわせて明示し、職業教育としての知識、技術、資格の取得はもちろんのこと、豊かな人間性の具現化をめざして教養教育に力を入れ、地域社会の動きに対応できる自主性を兼ね備えた人材を育成することを教育理念として明確に示している。また、高等教育機関として地域住民や社会のニーズに応えるために、公開講座や社会貢献活動、職業実践力育成プログラム(BP)等、様々な取り組みを行っている。あわせて、地域と連携した取り組みや大分県内の大学等との連携を密にした活動が様々な取り組みを行っている。これらの取り組みが継続的に行われていることから、本学が地域・社会からの信頼を得て、高等教育機関として地域活性化の一助を担っているといえる。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出書類

- 1 別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック (2020 学生便覧)
- 3 2021 別府溝部学園短期大学学生募集要項
- 4 別府溝部学園短期大学ウェブサイト (建学の精神)
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/philosophy (2021年6月23日アクセス)
- 5 別府溝部学園短期大学新聞第70号
- 8 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「自己点検・評価」
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/self_evaluation (2021年6月23日アクセス)
- 9 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「三つの方針」
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/policy (2021年6月23日アクセス)
- 11 別府溝部学園短期大学学則

備付資料

- 39 別府溝部学園短期大学食物栄養学科卒業研究報告集第47号
- 40 第13回別府溝部学園短期大学食物栄養学科#Lunchコンテスト冊子
- 41 「ふくし・ふれ愛ひろば～きちょくれ!楽しんでイ～」アンケート結果

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

学科・コースの教育目的は「自立・自活できる人材の育成」という建学の精神(提出-1 p.221)のもと、以下のように教育目的を学則に定めている。

別府溝部学園短期大学の「教育目的」学則第2章 第3条の2(提出-11)

第3条 本学に、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科及び介護福祉学科を置く。

第3条の2 前項の各学科における人材の育成に関する目的は、次のとおりとする。

1 ライフデザイン総合学科

自立した個の確立を目指して、人生や生活をデザインすることに関連する専門を学修し、関連する人材を養成する。

2 食物栄養学科

食物栄養に関する専門を学修し、関連する人材を養成する。

3 幼児教育学科

幼児教育学及び保育に関する専門の学芸を学修し、関連する人材を養成する。

4 介護福祉学科

介護福祉に関する専門を学修し、関連する人材を養成する。

別府溝部学園短期大学「教育目標」(提出-4)

「自立・自活できる人材の育成」を建学の精神とし、ライフデザイン、食物栄養、幼児教育及び介護福祉に関して深く専門的な学術を研究するとともに、職業に必須の教育を授け、豊かな教育と優秀な技能とを有し、かつ極めてよき指導者として有為な人材を育成し、民主主義社会における文化の創造進展に寄与することと併に、地域振興に貢献できる人材の育成を目標とする。

教育目的・目標は建学の精神に基づき確立されている。自立・自活できる人材の育成のため、地域振興に貢献できる人材育成を目的・目標とし、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、資格や検定取得の推奨、専門領域にあわせた教育課程の編成を教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って行い、学生一人一人が専門的知識・技能を修得することができるように教育目的・目標を定めて表明している(提出-1、4)。教育目的・目標はウェブサイトを活用し、学科・専攻課程

の教育目的・目標を掲載することによって学内外の周知に努めている。また、入学後のオリエンテーション時、新入生へ配布している別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック 2020(提出-1)に学科・専攻課程の教育目的を記載し、別府溝部学園短期大学ウェブサイトでも人材育成の目的と教育目標を掲載し学内外に表明している(提出-4)。各学科・コースは地域・社会の要請に応じて、地域貢献のイベントに多数参加している。

ライフデザイン総合学科はファッションブライダルコースの学生による 56th ファッションショー(2021年2月5日)を観客席半分以下に設定し、感染予防対策を講じて、J:COM ホルトホール大分で開催した(提出-5 p.6)。グラフィックデザインコースの学生は、例年4月と7月に行われる温泉祭りと別府市観光協会主催事業 2020 べっふ火の海まつり(2020年7月24日~26日)に作品を展示しているがコロナ禍により中止となった。しかし、2月に卒業制作・学生作品展を大分市アートプラザアートホールで感染予防対策を講じながら5日間開催した(2021年2月11日~2月15日)(提出-5 p.9)。食物栄養学科では大分市の特産品の柿である「豊の七瀬柿」の消費拡大を目指し「豊の七瀬柿」を使った「七瀬柿ブレッド」と「ドライ柿」を大分市主催の「おおいたマルシェ」にて店頭販売した。活動の中でアンケート調査を実施し、点検・検証した結果を卒業研究報告集で発表した(備付-39 pp.22~27)。あわせて、PBL型アクティブラーニングとして地域の課題解決を進める研究活動を11テーマ実施した。また例年一般・高校生も対象としたお弁当コンテストを実施しているが令和2年度は「幼児のためのお楽しみワンプレートランチ」と題して感染予防のため学内応募をし、審査会を行った。この成果を冊子にまとめ幼稚園、保育園、こども園に送付し食育に努めた(備付-40)。

幼児教育学科は「子どものためのミュージックカーニバル」と題して、大分県内の幼稚園、保育園、それに関わる一般の方々を招待するイベントを毎年開催しているが、コロナ禍により規模を縮小して学内にてひめやま幼稚園の園児を招いて「総合表現発表会」と題して行った(提出-5 p.6)。

介護福祉学科は地域の高校生、一般及び高齢者を招待して、アトラクションや手作り料理でおもてなしを行う「ふくし・ふれ愛ひろば~きちよくれ!楽しんでい~」というイベントを実施している。開催したイベントはすべて短期大学新聞にその実績を記録し、来場者アンケート等とあわせて、イベント終了後は学科会議によって教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検を行っている(提出-5 p.6)(備付-41)。

以上のように学科・専攻課程の教育目的・目標は建学の精神に基づき確立しており、各学科ともそれぞれの人材育成に関する目的に沿った地域貢献のイベントに、社会からの要請を受け参加することや地域の課題解決研究を進めることにより、地域社会に貢献している。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

学習成果は建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」を基に定められ、学科・専攻コースの知識や技能の修得、卒業後は自立・自活し、地域社会に貢献できる人材となれるよう教育目的・目標を基に様々な成果を定めている。学習成果は機関レベル、教育課程レベル、科目レベルごとにあり、免許・資格の取得、単位の修得、就職や進路の決定など多岐にわたる。その実績の一部は毎年発行される短期大学新聞(提出-5)で公表し、入学式や卒業式の際は保護者や後援会役員にも配布している。短期大学新聞は学校ウェブサイトにも掲載し、学生やステークホルダー等に短期大学の建学の精神や学習成果について広く周知し、認識できるよう努めている。

学生・教員は学期終了毎に、PC やスマートフォンを利用して学校や自宅で、WEB 教務システムである「Digital Campus」から授業評価アンケートを行っており、集計結果は学校ウェブサイト及び全データについては図書館に印刷物として設置し公表している(提出-8)。また、学生には「履修カルテ」の作成を推奨している。これは、各々が授業の振り返りを行い、学習成果を自分自身で能動的に確認することに繋がるため、教職課程受講の有無にかかわらず「履修カルテ」の作成を推奨している。加えて、毎年度末に単位修得状況や GPA を「成績原簿」にまとめ、学生全員の自宅へ郵送し、学習成果の獲得について評価・判定した結果を学生と保護者へフィードバックしている。

学習成果は学校教育法第 108 条「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」という法律に則り、建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」と、学則に定められた教育目的を指針として、別府溝部学園短期大学「アセスメント・ポリシー」を学習成果の評価の方針(提出-1 pp.15~17)として定めている。アセスメント・ポリシーに定める具体的な検証方法をもって学習成果の達成状況を査定している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

三つの方針(提出-1 pp. 9~15)(提出-3 表紙裏)(提出-9)は建学の精神や学則に定める教育目的の達成、教育目標や学習成果、教育課程や求める学生像について等、全教職員で検討がなされ共通認識のもと一体的に策定している。各学科会議で三つの方針の内容について、確認・検討・改定が行われた後、教授会でも議論が重ねられ、学長の承認をもって最終的な決定がなされる。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は学位授与に関する基本的な考え方について、本学の独自性並びに特色を踏まえ、卒業生に身に付けさせるべき能力に関する本学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズを踏まえ、企業や就職先等が卒業生を採用する際の参考となる内容として位置づけ策定している。「何ができるようになるか」に力点を置き、目標設定としている。この方針に基づき、明確に定めた基準に照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され有効なものとなっている。

教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)は、卒業認定・学位授与の方針のもと、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について検討し、すべての授業科目に「何ができるようになるか」としての、到達目標を設定し授業計画(シラバス)に記載している。学生は、PCやスマートフォンを利用して「Digital Campus」から授業計画(シラバス)を閲覧し、各授業の到達目標を確認している。教員は卒業認定・学位授与の方針のもと設定された到達目標を達成するため、授業計画(シラバス)に沿って教育活動をおこなっている。

教育課程は教育課程編成・実施の方針に基づき、学科会議等の議論を重ねて策定している。学生は学生便覧に記載された教育課程とカリキュラムマップ(提出-1 pp. 51-173)を活用し、授業の到達目標や知識・主体性・就業力(学力の3要素)などの適正が身に付く授業であるかどうかの確認をしている。各学科の学生は、授業で培った能力をイベントや地域貢献等で学習成果として披露している(提出-5)。

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)は、入学志願者や社会に対し、本学の教育理念や特色などを踏まえ、就職先で期待される人材像を参考にし、入学前に学習しておくことが期待される内容を明確にしている。入学者選抜の基本方針については、入学者受入方針を具現化するために様々な角度からの評価方法を多角的に活用し、それぞれの評価方法として、受け入れる学生に求める学習成果(「学力の3要素((1)知識・技能、(2)思考力・判断力・表現力等の能力、(3)主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度)」について明確にしている。特に入学前に取り組んだ資格等の取得や活動歴等を重視した選考を行うこととしている。教育活動の特徴や求める学生像を明確に定め、学生募集や入学試験の選考等に活用しており、別府溝部学園短期大学の教育活動は三つの方針を踏まえて行われている。

また、三つの方針は学生便覧、学生募集要項、学校ウェブサイトで学内外に表明している(提出-1 pp. 9~15)(提出-3 表紙裏)(提出-9)。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

学習成果の獲得について評価・判定した結果として、単位修得状況や GPA を「成績

原簿」にまとめて、学生自身で本学のPCやスマートフォンを利用して「Digital Campus」からいつでも確認出来る。また、ステークホルダーとしての保護者へも学生全員の自宅へ郵送している。地域貢献活動や検定試験の合格状況等の学習成果は、短期大学新聞や卒業生名簿に記載し、入学式や卒業式の際、学生・保護者や後援会役員等に配布している。加えて、短期大学新聞は本学ウェブサイトでも閲覧可能となっており、学習成果の結果は色々な形式でステークホルダーにフィードバックされている。学習成果の結果をうけ質問にきた学生に対する時間外学習や、保護者からの相談は、クラス及び教科を担当する教員が学生指導に繋げている。その効果の検証は学科全体に共有されているところには至っていないため、保護者説明会やアンケート調査及び関連教員との連携をすすめるなど、現状を上回る内部質保証の充実を図りたい。また、学生便覧にカリキュラムマップを掲載し各授業の到達目標や適性についての表記をしているものの、各授業の到達目標と学習成果の結びつきについての理解が難しいため、来年度の学生便覧からは、より学生が理解しやすいカリキュラムマップの作成に向けて改善に取り組む予定である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」と「あなたはこの資格のほかに何ができますか」という合言葉のもと、アクティブラーニングの要素を含む教育活動を積極的に進めている。令和2年度の開講科目の70%はアクティブラーニングの要素を含んでいる。各授業のシラバスには、どの様なアクティブラーニングの要素を含む授業であるかを学生へ示し、能動的な授業への取り組みを進めるため、教職課程受講の有無にかかわらず履修カルテの作成を推奨している。また、学生は卒業と同時に取得できる資格の他に、在学中は検定試験やコンペティションに挑戦し、その成果は短期大学新聞（提出-5）や本学ウェブページで公表している。また、検定試験やコンペティションの結果、優秀な成果を収めた学生にはアSEMBリー（学生集会）で学長からの表彰も行っている。なお、本学の教育課程は多くの免許・資格が正課の授業の中で取得を可能としており、関連した検定試験の受験対策指導も担当教員毎に実施している。これらの講座の受講料は、本学の授業料の中でまかなっており、学生は無料で受講できる仕組みとなっている。この教育活動により多くの卒業生は、専門職での就職（95%）を達成し、三年後の就職先調査でも就職者の95%は専門職で継続勤務していることを確認出来ている。建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」の教育成果として示すことのできる結果である。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

- 1 別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック（2020 学生便覧）

別府溝部学園短期大学

- 2 別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021
- 10 教授会資料令和2年度指導組織
- 11 別府溝部学園短期大学学則

備付資料

- 8 別府溝部学園短期大学紀要 第43号 2020年3月発行
- 15 高大連携協定書（学校法人大分高等学校 大分高等学校）
- 16 高大連携協定書（学校法人溝部学園 別府溝部学園高等学校）
- 17 高大連携協定書（学校法人城南学園 福德学院高等学校）
- 18 高大連携協定書（学校法人扇城学園 東九州龍谷高等学校）
- 41 「ふくし・ふれ愛ひろば～きちょくれ！楽しんデイ～」アンケート結果
- 42 平成26年度第三者評価報告書
- 43 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「Digital Campus・授業評価」
<http://hyoukaserver/digitalcampus/Index.aspx>（2021年6月23日アクセス）
- 44 平成30年度～令和2年度FD・SD報告書
- 45 授業評価アンケート集計結果 図書館保管資料（2016年度～2020年度）
- 46 高大連携向けオープンキャンパスアンケート
- 47 オープンキャンパスについてのアンケート
- 48 就職先アンケート
- 49 別府溝部学園短期大学が贈る情報誌2016年7月号EYES
- 50 令和2年度 別府溝部学園短期大学介護福祉実習「溝部学園介護福祉実習協議会」
の開催について（依頼）
- 51 履修カルテ
- 52 卒業時アンケート集計結果、備付-8 別府溝部学園短期大学紀要第43号2020年
3月発行
- 53 シラバスにおける評価基準について
- 54 日本私立短期大学協会令和2年度短期大学教務必携
- 55 平成30年度鹿児島女子短期大学相互評価報告書
- 56 高大連携校との連携、連絡、実施について
- 57 第2次中期経営計画（平成28年度～令和2年度）に係る当行評価について（株式
会社豊和銀行）
- 59 令和2年度教授会資料（令和2年4月1日）
- 58 計画策定及び進捗管理について
- 60 各学科及び各課会議議事録
- 61 国際交流課「学びのシェア会」資料

備付資料-規程集

- 92 別府溝部学園短期大学 GPA（成績評定平均値）に関する規程

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

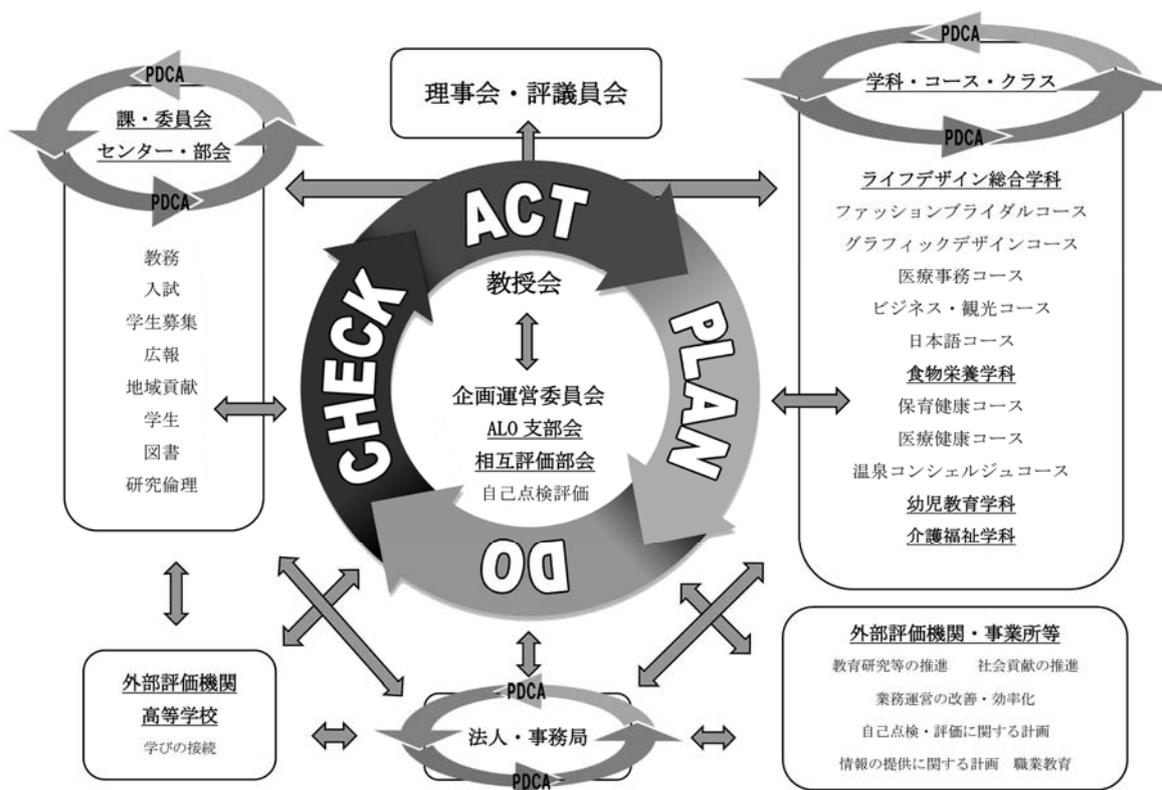
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検・評価の実施は、学則(提出-11)第1条の2の規定及び自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価に関する事項を審議するための委員会として、企画運営委員会を位置づけている。企画運営委員会では、ALO 支援部会や相互評価部会において、議題に上がった自己点検・評価報告等の報告書の作成に関する事項や認証評価に関する学内の理解に関する事項等を決定している。また、年度初めの教授会にて、ALO 支援部会の担当が提示され(提出-10 p.5)、基準ごとに集まり、会議を行っている。

自己点検・評価のための組織



外部評価としては、鹿児島女子短期大学と相互評価を行っている(備付-42)。学生は、半期に一度、別府溝部学園短期大学のウェブサイト「Digital Campus・授業評価」(備

付-43)にて履修している科目ごとの評価をしている(全科目)。また、教員も自ら教育活動を自己評価するとともに学生による授業評価も受けて冷静かつ客観的な分析を行い授業改善に取り組んでいる。さらに、シラバス、成績評価、担任指導、FD・SD研修(備付-44)を通して、教員はシラバスの達成目標、授業内容に従って授業を進めながら、自らの授業の点検・評価を日常的に行っている。毎学期実施している「学生による授業評価」の結果は、別府溝部学園短期大学ウェブサイト「大学紹介-自己点検・評価」(提出-9)や「別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021」の学生アンケート(提出-2 p. 65)に公表されている。また、評価報告書等は、図書館や別府溝部学園短期大学ウェブサイトにて閲覧できるように設置している(備付-45)。「自己点検・評価報告書」の作成には、学長及び専任教員、法人・事務局の職員が携わり、全教職員が関与している。各教職員は授業をはじめ分掌等の教育活動や各業務活動について日常的に、そして学期の節目ごとに「Digital Campus」にて授業自己評価アンケートを行い、その結果を日常の職務遂行に活かしている。定期的な点検・評価については、企画運営委員会やALO支援部会を核として全教職員が取り組んでいる。

本学は学校法人大分高等学校、学校法人溝部学園別府溝部学園高等学校、学校法人城南学園福德学院高等学校、学校法人扇城学園東九州龍谷高等学校と高大連携協定を結んでおり(備付-15~18)、オープンキャンパス、進学ガイダンスの実施をしている。実施後にアンケートを行い、生徒の意見を取り入れている(備付-46)。また、高等学校の教諭と対象学年、内容、実施時期などを検討し改善をしている。例年はこのように実施しているが、令和2年度はコロナ禍により実施しなかった(備付-56)。一般生徒向けオープンキャンパスでもアンケートを記入してもらい、意見等を取り入れ改善に努めている(備付-47)。

また、学園のイベントや学科行事に対して参加者等にアンケートを記入してもらい、その後総括を行い、意見を取り入れ改善に努めている(備付-41)。なお、教員は、教育の向上、充実のためのPDCAサイクルを有し、シラバスに定めた到達目標達成に向けて授業に取り組み、学習の進捗状況に応じて小テストやレポート等を適宜適切に取り入れて学期途中で評価し、授業改善に努めている。そして、教学改革戦略会議では学長を中心に教育活動を分析し、各学科より在学生に直接聴取を行い、教育活動の実態把握に努め、学科長・事務局長と情報共有を図り教育の内部質保証を担保している。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

本学では、「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」「教育課程の方針（カリキュラムポリシー）」「入学者受入の方針（アドミッションポリシー）」に基づき、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルの3段階で学習成果を査定する方法「学修成果の方針（アセスメント・ポリシー）」を定めている。

機関レベル（別府溝部学園短期大学）のアセスメント・ポリシーは、学生の志望進路（就職率、資格・免許を活用した進路への就業率など）から、学習成果の達成状況を査定している。

教育課程レベル（各学科）のアセスメント・ポリシーは各学科の卒業要件達成状況資格・免許の取得状況などから教育課程全体を通じた学習成果の達成状況を査定している。

科目レベルのアセスメント・ポリシーでは、シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価や授業評価アンケートの結果から、科目ごとの学習成果の達成状況を査定している（提出-1 pp. 15～17）。

科目担当者は、科目レベルのアセスメント・ポリシーに基づき学習内容の理解度に関する小テスト、レポート、実技などによる確認作業を適宜行い、必要に応じて、個別指導、授業時間外学習指導、試験前には希望者を募り対策講座を実施している。習得度が低い学生に対しては、その旨を本人に伝え、意欲の向上を図り、必要に応じて授業外学習指導をきめ細かにしている。一方で、意欲の高い学生に対しても時間外学習指導を実施し、能力の開発、向上に努めている。

上記のアセスメントは各学科単位で実施され、各授業の教育内容・学習成果の達成状況を専任教員の間でチェックし、点検・評価を行い、課題を明確にし、次年度へ向けての対策を議論し、次年度のシラバス等の改善及び教育課程の見直しを進めPDCAサイクルを廻している。これらの内容は、逐次学長に報告され組織的な教学改革を進めている。教授会においてアセスメントポリシーの見直しを審議し定期的に点検・見直しを行っている。

学校教育法や短期大学設置基準等の関係法規及び大学教育審議会の審議内容を逐次熟読し、本学の教学運営に繁栄されるよう、学長を中心に組織的対応を行っている。

機関レベル（別府溝部学園短期大学）のアセスメント・ポリシー

学生の志望進路（就職率、資格・免許を活用した進路への就業率など）から、学修成果の達成状況を査定します。

※具体的な検証方法

入学前・入学直後 APを満たす人材かどうかの判定	単位認定・進級判定 CPに則って学修が進められているかの判定	卒業判定・卒業後 DPを見たす人材になったかどうかの判定
<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 調査書等の記載内容 取得資格等 	<ul style="list-style-type: none"> GPA 学生生活に関するアンケート 休学率・退学率など 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業率 学位授与数 就職率 卒業時満足度調査

教育課程レベル（各学科）のアセスメントポリシー

各学科の卒業要件達成状況、資格・免許の取得状況などから教育課程全体を通じた学修成果の達成状況を査定します。

※具体的な検証方法

入学前・入学直後 APを満たす人材かどうかの判定	単位認定・進級判定 CPに則って学修が進められているかの判定	卒業判定・卒業後 DPを満たす人材になったかどうかの判定
<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 調査書等の記載内容 取得資格等 面接、志望理由等 	<ul style="list-style-type: none"> GPA 修得単位数 学外実習に対する実習記録・報告 学外実習の評価 学内外活動・社会貢献状況 学生生活に関するアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> GPA 単位取得状況 資格、免許取得状況 卒業時満足度調査 専門職就職率

科目レベルのアセスメントポリシー

シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価や授業評価アンケートの結果から、科目ごとの学修成果の達成状況を査定します。

※具体的な検証方法

入学前・入学直後 APを満たす人材かどうかの判定	単位認定・進級判定 CPに則って学修が進められているかの判定	卒業判定 DPを満たす人材になったかどうかの判定
<ul style="list-style-type: none"> 各種入学試験 調査書等の記載内容 取得資格等 	<ul style="list-style-type: none"> 成績評価 学外実習評価 学修ポートフォリオ 	

単位認定については、①科目の成績は、100点満点とし、60点未満を不合格とし、次の評語で表示。秀・S（100点～90点）優・A（89点～80点）良・B（79点～70点）可・C（69点～60点）不可・F（59点～0点）②「成績証明書」は、すべて前①の評語（秀～不可またはS～F）で表示している。③別府溝部学園短期大学 GPA（成績評定平

均値)に関する規程を設け、GPAを算出している(備付-規程集92)。また、学生ハンドブック(学生便覧)への記載はないが、アセスメントの手法の一つとして、各学科で平均点を算出し、学科内、学年の順位が把握できるように一覧になっている。またその情報を、専任教員で情報の共有を行いそれぞれが学生指導に当たっている。GPAの低い学生は免許・資格に必要な学外実習へは行けない基準を整備し、教育成果が基準に達していない学生への個別指導に利用している。到達基準に満たず、単位を取得できない学生に関しては、最大限の期間を与え、次年度に向けた指導にあたっている。さらに、組織的に、就職先、進路指導の実績を数値化し、大学案内やウェブサイトに公開している(提出-2 pp.56~57)。また、卒業した学生の就職先である雇用主に、アンケートを実施し(備付-48)、雇用先での活躍をまとめ、公開している(備付-49)。以上のアセスメント結果は、教授会や学科会議を通し、全教職員が情報を共有している。組織的な学外教育へのアセスメントとして、学外で実施される実習とインターンシップの教育活動においては、実習前指導として、事前指導を実施し、前年度の反省点を振り返り、実習先から出た改善点を学生に伝達し、指導を行った上で実習を行っている。介護実習については、実習先が決まる前の段階で、受入れ可能な施設と、介護福祉実習協議会を学内で実施しており(備付-50)、実際の実習指導者と学生との協働授業や情報交換を行っている。実習後は、学生本人による自己評価、ふりかえりの時間を設け、実習先からの評価表を見ながら、自己評価と実習先での評価の違いの確認を行っている。学生は、学期終了に、履修状況の把握、ふりかえり、今後の学習計画を立案するために「履修カルテ」へ入力を行っている(備付-51)。また、卒業する際は、卒業時アンケートで2年間の学びと、学びの環境に対し、評価をしている(備付-52)。前年度の授業評価や自己点検・評価、卒業時アンケート、就職先からのアンケートの結果を基に、学科会議において、カリキュラム、シラバスを改定し、全学的に教育の質の保証に取り組んでいる。また、WEB教務システムであるe-PortFolioを導入し、全学生への成績や履修内容の振り返りや促している。教職員へのFD・SD研修を定期的実施している。コースにより、教員間の授業研究を目的とした取り組みが実施されており、授業に関する報告も紀要に掲載されている(備付-8)。

教育の向上・充実のために、年度初めの教授会にて、(Plan)教育目標・教育課程の編成、学習環境の整備計画、履修カルテの作成、授業評価アンケートの確認を行い、問題があればその内容について検討を行い、教授会を経て、各学科、各クラスで学生毎に履修カルテ作成の計画を立てる時間をオリエンテーション時に設けている(備付-59)。その後、(Do)アクティブラーニングを用いた授業の実施、試験及び成績評価の実施と記録、(Check)成績結果をもとに学習成果の状況確認、免許取得状況の確認、授業評価アンケートの実施、実習先や就職先からの情報収集をし、(Action)教育課程やシラバス、成績評価の見直し・改善を学科会議(備付-60)や勉強会の実施(備付-61)をするなど、次年度の教育内容の改善を図るためのPDCAサイクルに取り組んでいる。また、株式会社豊和銀行亀川支店の支店長及び公認会計士より、「教育研究等の推進」「社会貢献の推進」「業務運営の改善・効率化」「自己点検・評価に関する計画」「情報の提供に関する計画」の観点からなる第2次中期経営計画に係る評価を毎年受けており、この評価をもとに、PDCAサイクルの改善を行っている(備付-57、58)。

短期大学設置基準に基づき、学生便覧が作成され、教学委員会を中心に毎年改定されている(提出-1)。シラバスの様式の改訂を年に1回行い、毎年点検作業を実施し、改良を加えている(備付-53)。また、学校教育法や短期大学設置基準、本学の学則や各種規程との整合性については、日本私立短期大学協会主催の教務担当者研修会に参加し、情報を得て、組織的に情報を共有と連携を行い、法改正等による変更の必要性が生じた場合は、速やかに、企画運営会議、教授会の審議を経て、教職員全員に周知を行い、法令の遵守に努めている(備付-54)。

以上の組織的なPDCAサイクルを通じた活動により、教育の内部質保証を担保している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

内部質保証の体制及び教育の質保証の体制は整備され、組織的にPCDAサイクルによる検証を行っている。専任教員は春学期(前期)、秋学期(後期)に担当した各自の授業についての評価をDigital Campusを通じてオンライン上で提出している。学生による授業評価の結果は報告書となり、本学のウェブサイトや別府溝部学園短期大学の紀要に公表している。

FD・SD研修については、資質の向上や指導のスキルアップをめざし、研修委員会を中心に活動し、全教職員が研修している。更なる成果の充実をはかるため、学長のリーダーシップとガバナンスのもと全学的な教育活動と内部質保証の方策について検討したい。

教員はルーブリックを取り入れた授業計画(シラバス)を策定し、明確な到達目標を学生に提示している。授業などの教育活動は適切に実施されているが、その成果の検証にまでは至っていないため、今後は実施方法等について検討し、現状を上回る内部質保証の充実を図りたい。また、学生便覧(学生生活ハンドブック)にカリキュラムマップを掲載しているが、各授業の到達目標と学習成果の結びつきについて、学生からの理解をより得られるように建学の精神や図表を入れて、誰が見ても理解しやすいカリキュラムマップの作成・改善について令和3年度より取り組む予定である。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

学内の内部質保証のため、平成23年度から鹿児島女子短期大学と相互評価や自己点検・評価報告を行っている(備付-55)。また、教育の質を担保するために三つの方針に加えてアセスメント・ポリシーを策定している。外部(金融機関・公認会計士)からの教育環境・運営・教育成果等の点検評価を受け、指摘事項については改革・改善を組織的に進めている。

本学で開講している授業科目の70%がアクティブラーニングの要素を含んだ講座となっており、「～ができる」とした到達目標に向け、全教員がこの方針に基づいた授業を展開している。学生の評価を分析すると各項目で85%以上の学生が肯定的評価を出しており、かつ、建学の精神の「自立・自活できる人材の育成」の達成目標のひとつとしての専門職就職率は95%を超え、三年後の専門職就業率も95%を超えている。この

ことから、教育の内部質保証として機能していると感じている。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回の認証（第三者）評価を受けた際に記述した行動計画は4点あり、1点目は、「卒業生の意識調査（アンケート）」において、学生の「建学の精神」の理解度を測定、評価をし、その結果を学科別会議や教授会で検討をする、2点目は、全教員が学科の教育目的及び学習成果と各科目との相関について認識をさらに深めるようにし、カリキュラムの見直しを行い、シラバスの改善をする、3点目は、「卒業生へのアンケート」で学生自身が学習成果をどの程度達成したかを調査する、4点目は、学科別会議でシラバス・成績評価・担任指導・FD活動等についての自己点検・評価の問題点を抽出し、改善に努める、であった。卒業時に学生の「建学の精神」の理解度を測定、評価をすることについては、アンケートで測定はできていないが、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の受験生への周知を進め、全ての入学選抜試験で面接時に、建学の精神及びポリシーの内容周知を確認している。そして、入学式や学期ごとのアゼンブリー（全体集会）、各学科のホームルーム等で学長をはじめ短期大学部長や学科長、クラス担任が「建学の精神」について話をし、掲示板にも掲載しており、それに基づいて学生たちは学習やキャリア形成を行っている。これらの内容の改革・改善は進めてきた。

カリキュラムの見直し、シラバスの改善については、学期終了時の学生による授業評価アンケートを基に、FD・SD研修や学科会議、勉強会を開き、見直しや改善に努めている。「卒業生へのアンケート」で学習成果をどの程度達成したかを調査することについては、アンケートの実施をしており、別府溝部学園短期大学ウェブサイト「大学紹介 自己点検・評価」に結果を公開している（提出-8）。また、教育の質を担保するために「アセスメント・ポリシー」を策定・導入し、教員側からも機関レベル、教育課程レベル、科目レベルで学生の学修成果の達成状況を査定している。

自己点検・評価の問題点を抽出、改善については、学科別会議をはじめ企画運営委員会や教授会で情報提供がなされ、協議・審議をし、改善に努めている。

前回の認証（第三者）評価における行動計画の実施は達成できている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準 I の観点である建学の精神や地域貢献、学習成果や三つの方針については確立できている。より充実した教育の質保証を実現するため、以下の内容に取り組んでいく。

建学の精神は不易であり、それを追求するためには、時代や社会のニーズに即した人材養成に応じていく必要があるため、教育目標、三つの方針やアセスメント・ポリシーの検討・改善・強化を行い、より一層の内部質保証の組織的・教職員の充実を図る。

学生自身が建学の精神や人材養成のための具体的目的に対する意識を高めるために、

学生便覧（学生生活ハンドブック）に記載するカリキュラムマップに、建学の精神やディプロマポリシー、学習成果の内容と、入学から卒業までのカリキュラムについて認識できるよう改善に努める。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出書類

- 1 別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック（2020 学生便覧）
- 2 別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021
- 3 別府溝部学園短期大学 2021 学生募集要項
- 5 別府溝部学園短期大学新聞第 70 号
- 11 別府溝部学園短期大学学則
- 12 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「シラバス」
<https://hyouka2.mizobe.ac.jp/digitalcampus/Syllabus/Kensaku.aspx>（2021 年 6 月 23 日アクセス）
- 13 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「入学者受入方針（アドミッションポリシー）について」
http://www.mizobe.ac.jp/t_admission_guidance/schedule（2021 年 6 月 23 日アクセス）
- 14 令和 2 年度春学期行事予定
- 15 令和 2 年度秋学期行事予定

備付資料

- 15 高大連携協定書（学校法人大分高等学校 大分高等学校）
- 16 高大連携協定書（学校法人溝部学園 別府溝部学園高等学校）
- 17 高大連携協定書（学校法人城南学園 福德学院高等学校）
- 18 高大連携協定書（学校法人扇城学園 東九州龍谷高等学校）
- 62 令和 2 年度 教授会資料
- 63 単位認定状況表
- 64 令和 2 年度資格取得率一覧表
- 65 令和 2 年度 GPA 分布表
- 66 第 56 回卒業生名簿
- 67 履修カルテ（幼児教育学科・食物栄養学科）
- 68 2020 年度卒業生就労状況アンケート集計結果
- 69 会社・団体・施設 人事担当者殿（就職支援課進路先アンケート）

備付資料-規程集

- 26 別府溝部学園短期大学科目等履修生規程

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・

ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学では、学習成果を「知識・技能」、「主体性・意欲」、「就業力・協働」と定めている。学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している(提出-1 pp. 9~11)(提出-11 第6章 第13条)。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を「学則」(提出-11)第6章第10条~13条に定めており、学生便覧に明確に示している(提出-1 pp. 9~11)。

教育目標を達成するために「基礎科目」と「専門教育科目」の二つを大きな柱としている。幅広い視野と豊かな人間性をもち、成長・発達に応じて体系的・段階的に学習した専門的知識と実践力を身につけた有意なる人材の育成をめざしており、社会的にも通用性があると考えている(提出-1 pp. 9~15)。

時代・社会情勢の変化に伴い、学校教育に求められるものは当然変化するものであり、文部科学省その他関係する機関の動向を的確に捉え、学位授与の方針をはじめ教育目的・目標の適正を確保するため、定期的に点検を行っている(提出-14、15)。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。

- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

(3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

卒業認定・学位授与の方針に基づき、各学科の特性に応じて目的・目標を定めるとともに、複数の各種免許・資格の取得が可能となるよう編成されている(提出-1 pp. 9～14)。

本学の各学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成している。

そして、教育課程の編成に当たっては、各学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は实际生活に必要な能力を育成するために、厚生労働省の認定に係る資格付与及び他の団体が必須とする資格等取得のための体系的な教育課程編成を行っている。それとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮している。

「別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック（2020 学生便覧）」(提出-1 pp. 46～49、pp. 174～183、pp. 224～227) (提出-11 第6章)にて体系的な編成を明確にしている。

学科・専攻課程の教育課程は、専門性ならびに学習成果に対応した、授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成している。厚生労働省の認定に係る資格付与及び他の団体が必須とする資格等取得のための体系的な教育課程を編成している(提出-1 pp. 9～14)。

単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定めており、学生便覧にて明確に示している(提出-1 pp. 224～227) (提出-11 第6章)。

成績評価は学習成果の獲得を、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示し、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行い判定している。授業科目を履修した学生に対し、試験の上単位を与えることとしている。ただし、作品等の制作物及び研究等の授業科目については、単位認定規程に定める適切な方法により学修の成果を評価している。シラバスにて明確に示している(提出-12)。

シラバスには、授業科目名、担当教員名、受講学科、学年、講義目的、到達目標、授業の社会的・法律上の位置づけ、教育の3要素の位置づけ、アクティブラーニングの要素、毎回の授業内容、成績評価方法・基準、ルーブリックを利用した評価基準、準備学習のための具体的な指示、教科書・参考文献、履修条件、教員への質問・相談の場所・時間等を記載している(提出-12)。

別府溝部学園短期大学においては、通信教育は行われていない。

時代や社会の変化に伴い、学校教育に対するニーズは変化することを鑑み、免許・資格の必要度を検討し、現実を直視しつつ先見性を持って教授会及び教学委員会を中心に教育課程の見直しを定期的に行っている(備付-62)。

FD・SD 研修を定期的実施し、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容及実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

短期大学設置基準にのっとり、本学では全学科で教養教育としての科目を基礎教育と称し、卒業条件として基礎科目から 8 単位以上、外国語科目から 2 単位以上、体育科目から 2 単位以上の取得を必須とし、学生は必要に応じて選択できるように開講している(提出-1 pp. 224～227)(提出-11 第 6 章)。科目履修規程に他の学科の開講科目も卒業認定単位として履修できるよう整備している(提出-11 第 12 章 第 35 条)(備付-規程集 26)。カリキュラムポリシー(提出-1 p11)に内容を明記しその目的を把握できるように示している。

各学科で就業先で必要とされる教養として役立てるために、取得免許・資格に関係した基礎科目を設定している。学生が受講の参考にするため、取得免許・資格に係る科目については必須科目と推奨科目の星印(マーク)を変え、基礎科目と専門科目の関連性を明確に表示している(提出-1 pp. 51～165)。

第 1 回目の授業で学生に基礎科目の到達目標等を明確に示し、相対評価を通してその効果を測定、評価し、学生による授業評価を実施し、相互に改善に努め PDCA サイクルを廻し見直している(提出-12)(備付-63)。

e-PortFolio システムを利用した履修カルテを通して、教養科目(基礎科目)の到達目標の達成状況を記述させている。その中で授業の内容及自分との関係を記述することで、振り返りから成長を自覚させている。これらの内容は、担当教員だけでなく、学科の教員も閲覧可能で、クラス担当教員のコメントの記入もできるようにしている。これらの内容・情報を学科会議での共有を行い、教養教育の見直し・改善を図っている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

短期大学設置基準にのっとり、カリキュラムポリシー(提出-1 pp. 11~14)に職業教育の指針を明記している。

全学科に国家免許・資格・団体認定資格・本学学長認定資格を教育課程の編成し、職業に直接繋がる体系的科目を整備している。特に就業に必要な教養科目については、就業先・卒業生からのヒアリング等を参考にして学科で精選し、専門科目との接続を有機的にしている。

全学科基礎科目の中にキャリア教育を卒業必修科目として設定している(提出-1 pp. 51~165)。

インターンシップを単位として認定しており、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科に設けている(提出-1 pp. 51~152)。

また、シラバスに専門教育と基礎科目のどちらにも学力の3要素のチェック項目の中にも設けている。また、科目ごとの「カリキュラムマップ」にも『就業力』を培う科目をわかりやすく明記している(提出-1 pp. 56~173)(提出-2)。

教育課程に各学科取得できる資格に必要な科目のガイドをひき、資格がより職業において活用できるスキルを培うことで職業への接続を図っている。(提出-1「学生便覧」p51~p165)

ライフデザイン総合学科では「医療秘書実務実習Ⅰ・Ⅱ」、食物栄養学科では「給食管理実習Ⅱ・Ⅲ」、幼児教育学科では「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、幼稚園教育実習Ⅰ・Ⅱ」介護福祉学科では「介護実習Ⅰ-1・2、介護実習Ⅱ」の科目が実際に各施設で実習を行う科目として設定しており、より実践的な学びを経験することで職業への接続を図っている。(提出-2「シラバス」)

第1回目の授業で学生に基礎科目の到達目標等を明確に示し、相対評価を通してその効果を測定、評価し、学生による授業評価を実施し、相互に改善に努めPDCAサイクルを見直している(提出-2)(備付-63)。

各学科で取得する資格等の外部試験・検定試験等を通して、学生の習熟度を測定している。全学科の教育課程を通して取得する免許等での就業者が95%を超えており、就業先でのヒアリング及び三年後の専門職就業率が95%を超えている現状から、この調査を行うことで職業教育の効果を測定・評価は可能と考えている。また、就業先からの意見聴取を定期的に行うことで、改善点を明確にし教育内容等の見直しを随時おこなっている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

- (2) 学生募集要項に入学受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学選抜の方法は、入学受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

各学科の入学受入れ方針は、取得できる資格を明示し、学力の3要素を基準とした学習成果である「知識・技能」「主体性・意欲」「就業力・協働」に対応している(提出-3 表紙裏、p.1)。

学科ごとの入学受入れ方針を「別府溝部学園短期大学 2021 学生募集要項」および、本学ホームページに掲載し、明確に示している(提出-3 表紙裏、p.1)(提出-13)。

高等学校において習得しておくべき内容・水準を「別府溝部学園短期大学 2021 学生募集要項」およびウェブサイトに明確に示しており、各学科の入学受入れの方針に対応している(提出-3 表紙裏)(提出-13)。

全 11 種類の各入試の選抜方法を「別府溝部学園短期大学 2021 学生募集要項」に明記しており、各学科の入学受入れの方針に対応している(提出-3 表紙裏)。

全 11 種類の入学試験を設定し、各入試で在学前の学習歴や必要な評定平均値などの選定基準の設定及び高等学校で取得した資格やスキルの評価を「別府溝部学園短期大学 2021 学生募集要項」やウェブサイトに記しており、公正かつ適正に実施している(提出-3 pp.2~12)(提出-13)。オープンキャンパス等で各種選抜方法の内容や観点を詳細に説明している。

「別府溝部学園短期大学 2021 学生募集要項」やウェブサイトに入学金、授業料、教育研究費、教育環境費を明示している(提出-3 pp.18~19)(提出-1 pp.187~190)。

入試広報課の専門職員を 2 名アドミッション・オフィスに常駐している。入試委員会、一般事務担当募集入試関係組織を整備している(備付-62 p.3、p.6、pp.8~9)。

入試広報課、入試委員会、一般事務担当募集入試関係の担当者が、電話連絡、eメール、はがき等で対応している(備付-62 p.3、p.6、pp.8~9)。オープンキャンパス等で直接質問の時間を設け、受験生からの問合せに適切に対応している。

本学と高大連携協定を締結している高等学校(備付-15~18)の意見や、5月~6月、9月、1月に行う大分県内高校訪問の際に、各担当者が高校の進路指導教員を中心に意見を聞き、入学受入れの方針を定期的に点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」のもと、各学科において専門の資格を取得し、その資格を活かす専門職への就職という具体性を有している(提出-1 pp. 52～173)(提出-2 pp. 56～57)。

令和2年度卒業生の全学科の就職状況は、就職率(進路決定率)99.1%であった。全学科の専門職就職率は平均で95%、平成29年度卒業生の三年後の専門職就業率が95%であった。このことから、各学科で開講している授業における学習成果としては具体性があると言える。

本学の建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」のもと、各学科での教育課程を経て、資格を取得して卒業し、就職または進学することができる。これは2年間で獲得可能である(提出-1 pp. 52～173)。

各学科の各免許・資格の取得率、またその免許・資格を活かした専門職への職種別就職率をもって、学習成果は測定可能であると考えられる(提出-2 pp. 56～57)(備付-64)。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA分布や資格取得率などの各データを集計し、学生への教育支援や学生生活支援、学習環境整備のために活用している(備付-64～66)。

また、学生の業績の集積(備付-67)は資格取得のために活用しており、ルーブリック分布についてもシステムを構築している(備付-63)。

学生アンケート授業評価(提出-3 p. 65)や就職支援課で行なっている卒業生への調査(備付-68)などのデータを活かし、学生への教育支援のために活用している。

インターンシップ科目を基礎科目及び専門科目として設定し、就業への学習を具体的に自覚できるよう推奨している。

「別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021」（提出-2 pp.56～57）に、学習成果の量的データとして就職決定率や進路決定率を、質的データとして各学科で取得できる資格を活かした専門職へ職種別就職状況を学科ごとに公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学で学んだ専門教育や習得した資格・技術をより実践で役立たせるために、就職支援課に所属している各学科の教職員(備付-1 p3)が主となり、ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科、介護福祉学科の卒業生の就職先にアンケート調査を実施し、聴取している(備付-68)。

卒業生の就職企業のアンケートや意見聴取を実施した(備付-69)。

令和 2 年度の卒業生から就職状況の動向を把握するため、3 年後にもアンケートを実施する予定である。

また、各学科の教職員が就職開拓のため企業訪問をした際にも、卒業生の状況について事業主・担当者等から直接聞き取りを行なっている。

聴取した情報は就職支援課で集約・共有すると共に、各学科へ報告している。

令和 2 年度の就職活動について各学科の担当教員にもアンケートを実施し、結果は就職支援課で集計し、各学科へ報告し状況を共有している。

学習成果を確認した上で、就職ガイダンスや各学科のキャリア教育等の内容の見直しや専門職として就職する学生の更なる能力アップを図るための支援資料として反映されるよう努めている(提出-5 4 面)。

各学科は就職支援課から提供された資料及び学外実習や就職先巡回訪問の聴取内容を分析し、シラバスへの反映、授業内での話題提供等を随時行っている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の 3 つのポリシーを策定、公表し、学生の学習成果を測定している。それらのデータを活用し、達成していると考えられるため、課題は特にないと考える。

しかしながら、学校教育に求められるものは時代によって変化するので、その都度、教育課程の見直しを定期的に検討し、改善していく必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

建学の精神「自立・自活できる人材の育成」を具現化するために、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、その達成のために教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）により教育課程を編成し、新規入学者に入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）で本学受験を検討していただいている。卒業生の就業を達成し、継続していただくために、教育課程の70%を超える開講科目に「アクティブラーニングの要素」を含む内容にしている。それはこれまでの卒業生や就職先からの意見聴取により「実践力」「課題解決力」「協調性」の能力向上が求められていることがわかったことから、学生の就業スキルの向上のために、在学中に多くの「実体験」をとおして「経験値」を増やす教育が必要と本学では判断した。このことが、卒業生の就業において、就職率100%、専門就職率95%、三年後の専門職就業率が95%の成果を出していると確信している。教育課程で免許・資格を取得するためだけの授業ではなく、卒業生や就職先からのフィードバックを具体的に、学生の実践力として定着させていく中で、現場の様々な課題を解決していく技術・方法論を疑似体験させるトレーニング、チームとして協働できる人間育成を確実に、全ての授業で徹底させていく組織運営を地道に実施してきたことで成し遂げてきた。このことは誇りに感じている。地道な活動として、全教職員の意思疎通を進め、方向性を明確にするために「建学の精神」の具現化を常に中心に置き、全学生も教職員同様に、一人ひとりの目標・目的達成の原動力として、日々の授業に参画してきた結果だと感じている。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出書類

- 2 別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021
- 3 2021 別府溝部学園短期大学学生募集要項
- 9 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「三つの方針」
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/policy (2021年6月23日アクセス)
- 12 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「シラバス」
<https://hyouka2.mizobe.ac.jp/digitalcampus/Syllabus/Kensaku.aspx> (2021年6月23日アクセス)
- 16 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「在学生・教職員の方」
http://www.mizobe.ac.jp/students_school_staffs (2021年6月23日アクセス)
- 17 別府溝部学園短期大学 2020 学生募集要項
- 18 別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2020

備付資料

- 62 令和2年度 教授会資料
- 65 令和2年度 GPA 分布表
- 70 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「Digital Campus」
<https://hyouka2.mizobe.ac.jp/digitalcampus/Index.aspx> (2021年6月23日アクセス)
- 71 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「e-PortFolio」
<https://hyouka2.mizobe.ac.jp/PortFolio/Index.aspx> (2021年6月23日アクセス)
- 72 令和2年度入学生への通知
- 73 合格者の皆様へ
- 74 令和2年度オリエンテーション日程表
- 75 外国人留学生春期募集要項(2020年度)
- 76 外国人留学生秋期募集要項(2020年度)
- 77 学生票(様式)
- 78 入試広報課「卒業生のみなさんへ」アンケート集計結果
- 79 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「長期履修生制度」
http://www.mizobe.ac.jp/t_support_education/long_term (2021年6月23日アクセス)
- 80 図書購入伺書(様式)
- 81 日本医療福祉実務教育協会オーストラリア医療福祉研修ホームページ
<https://abc-medicalprogram.jimdo.com/> (2021年6月23日アクセス)
- 82 令和2年度就職支援課業務分担
- 83 令和2年度4学科対象就職対策スケジュール表
- 84 平成30年度～令和2年度卒業生進路表
- 85 令和2年度就職支援課報告
- 86 令和2年度就職支援課のアンケート結果

備付資料-規程集

- 18 別府溝部学園短期大学外国人留学生に関する規程
- 25 別府溝部学園短期大学長期履修学生規程
- 83 図書館規程
- 91 単位認定規程
- 97 別府溝部学園短期大学海外留学支援規程
- 104 溝部学園シェアハウス規程
- 105 別府溝部学園短期大学シェアハウス奨学生に係る奨学金規程

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ③ 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ④ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

教員は教育目標達成のために単位認定規程(備付-規程集 91)を遵守して厳格に学習成果を評価することを申し合わせている(提出-12)。FD・SD研修を行い、教職員間で相互理解を図り、学生の学習成果の定着を確実にするための学習を毎年実施している。

教員は各自定めたシラバス(提出-12)に基づいて授業を展開している(備付-規程集 91)。ルーブリックを利用した「できる」評価を全ての授業で採用しシラバスに反映していただいている。この方式による評価方法により全教員の学生の評価をすすめている。

教員は学生の各授業科目の成績評価をすることで学習成果の獲得状況を把握している(提出-12)(備付-規程集 91)。学生は e-PortFolio システムにより、受講した全ての授業の学習成果・評価を確認出来る。そして、学科組織として所属の学生の単位取得状況は全て確認出来るシステムを構築している。学生の将来の目標達成のために取得予

定の免許・資格の単位認定の取得状況は、クラス担任等が定期的に確認し、個別指導を行っている。

毎学期末に全ての授業に対し学生による授業評価（アンケート）を実施し、授業改善に活用している（提出-5 p. 65）（提出-18 p. 65）。

DigitalCampus システムを利用し、学生は PC やスマートフォンを使って全ての授業評価を行っている。このデータは学生を特定できない仕組みで、記述の意見も聴取可能となっており、担当教員は関係授業の学生の生の意見をタイムリーに知ることが可能である。そのため各授業の改善に役立っている。

教員は、教学委員会および研修委員会を通して担当者間での意思の疎通、協力を図り、授業への共通認識を高めている（備付-62 pp. 5～6）。

免許・資格取得に関係する科目教員は、法令に定めた学習内容を分野別に相互に教員同志で授業内容の調整を行っている。シラバスの内容確認も相互に行い、学生の学びの適正化を図っている。

教員は学生の各授業科目の成績評価を通して教育目的・目標の達成状況を把握している。取得した資格・免許を活かした専門職への就職率は過去 5 年間 90% 台であり、教育目的・目標の達成がなされていると考える（提出-12）（提出-2 pp. 56～57）（備付-規程集 91）。

学期毎に学生の受講登録を行うときに、各学生の教育目的・目標の確認を個々に行っている。単位取得状況を学生と共有した上で、その目標達成のための受講指導を、クラス担当の教員が丁寧に個々に指導を進めている。

履修計画の作成時には、クラス担当・事務担当教員が一人ひとり個別に点検・指導している（提出-2 p. 5）（備付-62 p1）。

学習成果の獲得に向けた事務的職務を教員が兼務しているため、学習成果を認識し、獲得に貢献しており、かつ、各課の分掌事項の職務を通じて履修及び卒業に至る支援を行い、責任を果たしている（備付-62 pp. 2～9）。

既存の研修委員会の業務に SD 活動の企画・推進に関する事項が追加され、FD・SD 研修を通して資質能力の向上を図っている（備付-62 p. 6）。

学生の成績記録については、主に教務課が担当し、保管している（備付-62 pp. 2～9）

成績記録データは教務課に設置している教務サーバーで処理されデータはバックアップされている。このサーバーへのアクセス権限は厳格に固定され、個人情報取扱規程に基づいて対応している。

図書館について、「学校法人溝部学園図書館規程」（備付-規程集 83）を設け、図書館の利用に関する諸事項を規定している。図書館の司書は、蔵書のデータベース化、貸出・返却等に関して情報処理化に取り組んでいる（提出-1 pp. 213～217）。また、図書館担当の教職員を配置し（備付-62 p. 3）、卒業研究等で必要な図書は「図書購入伺書」（備付-80）により購入が可能である。図書館機能の学生への学習環境向上のため、隣接施設として「アクティブラーニング演習室」を整備している。ここではデスクトップ PC・プリンター・Wi-Fi・プロジェクター・演習スペース・ディスカッションデスク等、学生の学習成果の獲得のため利便性を向上させている。教員はこの施設の利用は任意でいつでも利用可能としており、特に卒業研究等での利用は多い。

本学学内の全ての施設・設備は教育に開放され、学科を問わず利用・活用が保証されている。

本学では全学科で情報関係の授業を行っており、パソコンを活用している(提出-1 pp. 51~173)。教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。正課の授業の他、情報処理関係の検定試験対策講座や実際の検定試験会場として利用され、放課後まで学生の利活用に制限は設けていない。授業用のファイルサーバーを設置することで、学生の授業成果や作品、そして教員が授業で用いる教材データなども、一括で保管・管理している(備付-62 p. 6)。また、学生の履修確認や成績入力が可能で「DigitalCampus」(備付-70)、授業変更や休講・補講等の情報を発信や履修カルテの作成が可能で「e-PortFolio」(備付-71)を運用している。

学内には無線 LAN のルータを設置しており、学生のモバイル機器を利用できるようにしている。管理については、情報セキュリティ管理運営委員会が主に行っている(備付-62 p. 6)。

教職員には、情報セキュリティ管理運営委員会が新任教職員を対象に、インターネットスキル、メールの利用法、本学連動のカレンダーの使用法、教材作成の方法、プレゼンテーションソフトの利用法などについて、研修会を行っている。また、場合により、個別に対応している(備付-62 p. 6)。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、オンライン授業を実施するために、その操作方法等の FD・SD 研修を実施してきた。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物(ウェブサイトを含む)を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣(長期・短期)を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者に対して情報を提供するとともに、各学科が入学前教育として、入学前

課題を送付し、入学後の学習意欲を高め、積極的な学習活動に継続することを期待して実施している(備付-72、73)。

入学後、3日間に渡り、新入生オリエンテーションを行っている(備付-74)。新入生オリエンテーションにおいて、大学生活の意義をはじめ単位の取得方法や科目選択のための具体的な内容・方法を理解させるため「別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック(2020学生便覧)」(提出-1)を全員に配布し、説明を行っている。

「別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021」(提出-2)をはじめ、「別府溝部学園短期大学学生生活ハンドブック(2020学生便覧)」(提出-1)、本学ウェブサイト(提出-9)などに各学科の教育目的・目標及びシステム、求める学生像、特色、取得可能な資格などの情報を記載し、在学生によりわかりやすく伝えることができるように配慮している。

基礎学力が不足する学生に対して、免許・資格の取得に必要な授業については、将来の就業に支障が出ないように個別に放課後指導を行っている。また、基礎科目については以下のように各学科で丁寧に対応している(提出-1 pp. 51~173)。

[ライフデザイン総合学科]

基礎科目が16科目開講しており、学力差のある科目は、学力不足の学生に対して放課後や休み時間に、担当教員がミニテストを行って学力向上を図っている。

[食物栄養学科]

基礎科目が15科目開講しており、「化学」に関しては、高校時代に選択していなかった学生のため授業中に細かい指導を行っている。入学前教育として化学の基礎学習を行っている。

[幼児教育学科]

基礎科目が12科目開講しており、指導案の作成指導や漢字テストを全員に実施しているが、特に学力不足の学生に対しては学科教員が個別に繰り返し指導をしている。

[介護福祉学科]

基礎科目が10科目開講しており、学力差を補うためにミニテストを行うなど学力向上を図り、授業中に細かい指導を行い、進度により個別対応を行うこともある。

全学科においてクラス制の下、アドバイザー教員とクラス担当・事務担当教員を配置し、学生の支援・悩み等に対応できる体制が整備されている(提出-1 p. 38)(提出-10)。また、カウンセラー室を設置しており、臨床心理士1名を配置している(提出-1 p. 197)。学生サポートセンターを設置し、学生のワンストップサービスができるように対応し、特に障がい者支援の活動に成果をあげている。

本学は通信による教育を行う学習学科は設置されていない。

進度の早い学生や優秀な学生に対して各学科で以下のような学習支援を行っている(提出-1 pp. 51~173)。

[ライフデザイン総合学科]

進度の早い学生に対して、より高い技術の修得に向けた課題を与えている。

[食物栄養学科]

進度の早い学生に対して、栄養士実力認定試験の過去問を解かせるなど個に応じた対応を行っている。

[幼児教育学科]

「基礎音楽」等では能力別によるクラス分けを行い進度の早い学生に対し配慮している。

[介護福祉学科]

成績優秀者には専門的知識技能を一層向上させるため、個に応じた指導を行っている。

[留学生]

語学力に応じて能力別クラス編成を行い指導している。また、資格が取れるようにカリキュラムを設置している。

留学生の受入れ及び派遣については、海外留学を含め、国際交流課を中心に対応している(提出-2 pp. 52～53)(備付-62 p. 3)(備付-75、76)。

本学の過去3年間の留学生の受け入れ状況は次の通りである。(各年度とも5月1日現在)

年度	2018(H30)	2019(H31)	2020(R2)
人数	34	53	67
国名	中国 20 ネパール 7 スリランカ 6 ベトナム 1	中国 21 ネパール 17 スリランカ 10 台湾 1 ベトナム 1 アフリカその他 2 オセアニアその他 1	ネパール 27 中国 18 スリランカ 11 ミャンマー 5 インド 2 ベトナム 1 アフリカ 1 ニュージーランド 1 オセアニア 1

「別府溝部学園短期大学 CAMPUS GUIDE 2021」(提出-2 pp. 56～57)に、学習成果の量的データとして就職決定率や進路決定率を、質的データとして各学科で取得できる資格を活かした専門職への職種別就職状況を、また、GPA 分布表(備付-65)などを、学科ごとに集計しそれらのデータに基づき、各学科の担当者間で学習支援の方策を点検している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織(学生指導、厚生補導等)を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

課外活動をはじめ教室外での学生生活の全般にわたる業務を学生課、学生の福祉・健康管理および奨学金に関する業務を厚生課が担当している（提出-1 pp. 37～41）（備付-62 p. 2）。

学生が主体的に企画・運営する学生自治会「姫山会」が組織され、さまざまな活動を行っている（提出-1 p. 270～271）。

学生の厚生施設として購買部「リーブル姫山」を設け、食事の場や学習の場、憩いの場として活用している（提出-1 p. 207）。

宿舎の必要な学生には、寄宿舎として学生寮（個室マンション・シェアハウス）を提供している（提出-1 p. 201）（提出-3 p. 19）（備付-規程集 104）。

自家用車やバイク、自転車に通学する学生のために、専用の駐車場や駐輪場を設置している（提出-1 p. 24、p. 189、p. 277）。また、公共交通機関を利用する通学に使用する定期券購入のための学割証や通学証明証の交付を行っている（提出-1 p. 190）。

日本学生支援機構の奨学金の他に、本学独自の奨学金制度を設けている（提出-1 pp. 202～205）（提出-3 pp. 20～21）（提出-2 p. 4）（提出-18 p. 4）（提出-17 pp. 20～21）（備付-規程集 105）。本学独自の奨学金として、一般奨学生制度、特定奨学生制度、社会人学生奨学制度、溝部学園特別奨学生制度を準備している。そして、個室マンション利用者には生活支援の位置づけで奨学制度を設けている。

新入生オリエンテーション期間中に「学生票」（備付-77）を配布し、既往症・かかりやすい病気・食物アレルギーなどを記入し提出させている。また、同期間中に学生の健康検査を行い、健康管理に努めている（備付-74）。

メンタルヘルスケアやカウンセリングについては、専門のカウンセラーに相談できる体制を整えている（提出-1 pp. 197～200）。

学生が教員に相談できるように本学ではアドバイザー制を取り入れている（提出-1

pp. 26～38)。また、毎学期末に学生による授業評価（アンケート）を実施し（提出-2 p. 65）、卒業時にもアンケートを行い（備付-78）、教員が学生に寄り添えるよう意見や要望を取り入れている。

留学生については、日本語教育担当教員が授業を担当している（提出-1 pp. 68～98、pp. 134～142）。また、国際交流課が留学生の学習及び生活を幅広く支援している（備付-62 p. 3）。

本学では社会人のスキルアップを応援するため、社会人学生向けの奨学金制度を整えている（提出-3 p. 20）（提出-17 p. 20）。介護福祉学科（介護福祉士）・幼児教育学科（保育士）、食物栄養学科（栄養士）では、厚生労働省（大分県）が行っている、離職者職業支援制度としての「委託訓練生（長期人材育成コース）」の受け入れを行っている。また、専門実践教育訓練給付金の対象となる厚生労働大臣指定講座「栄養士養成課程」を開講している。

入学試験においては障がい者特別入試を行い（提出-3 p. 12）、学生生活や学習においては学生サポートセンターを設置し、支援体制を整えている（備付-62 p. 4）。

本学は最長で6年学ぶことができる長期履修生制度を整えている（提出-3 p. 17）（備付-規程集 25）（備付-79）。社会人等で時間的制約があり、働きながら・家事育児をしながら、介護をしながら、継続した、計画的学習環境の構築のため長期の6年間（最長）の学習課程を整備している。経済的負担を配慮して、2カ年分の学費で長期の計画的学習を可能とし、分納もできるようにしている。

本学では、社会貢献は短期大学教育に必須と考えており、「社会貢献演習Ⅰ」という科目を設け、2時間×8回以上の貢献をした学生に単位認定を行っている（提出-1 pp. 51～173）。「社会貢献演習Ⅰ」の科目を基礎科目として位置づけ、卒業必須1単位科目としている。そして「社会貢献演習Ⅱ」は選択科目1単位科目とし学生の地域貢献・地域活動等の社会貢献活動を推進している。介護福祉学科では「ボランティア概論」講義2単位、「ボランティア演習」演習4単位と多くの時間を社会貢献活動に携わる教育を行い、学生の活動を積極的に認定・評価している。また、卒業式では各種社会貢献やボランティア活動した学生の特別表彰を学長が行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

令和2年度の業務機構・分掌で結成された教職員が就職支援課スタッフとして学生

の就職支援を行っている(備付-62 pp. 1~3)。

就職支援課では、毎年各学科の就職活動に関わる課題について協議の上、就職支援のための年間計画を立案し、就職ガイダンスやキャリア教育を実施している。

また、学生の就業力向上を図るため、「ジョブサポーター」や「ハローワーク」に講師を依頼し、県内の企業情報や求人情報等のガイダンスを開催している。

さらに、現役の職業人(企業関係者や卒業生)による実学的な専門教育も行っている(提出-5 4面)(備付-82、83)。

就職支援室には学生専用のパソコンを配備し、インターネットによる企業研究が自由に検索できるように整備している。また、本学専用のサイト e-PortFolio による求人票を学生一人一人に情報発信している。さらに、過去の求人票や各企業のパンフレット、就職試験などの報告書・企業訪問記録、就職支援のための参考書などを整え、学生が自由に閲覧できるように環境を整備し、学生の就職支援に活用している。

ライフデザイン総合学科、食物栄養学科、幼児教育学科、介護福祉学科の専門教育科目を受講し、各学科の学生は多くの免許と資格を取得して卒業している(備付-66)(提出-5 7面)。就職試験対策としては、個別の面接指導、論作文の書き方と添削指導・性格検査、クレペリン検査、一般常識テスト等を実施している。

就職支援課は、各学科の学生の進路先一覧を年度末に作成し、教授会で報告している(備付-85)。また、求人や就職の状況についても集計し、教職員に報告、共有している。

就職状況の分析に基づき、学生個々のカウンセリングの充実強化に取り組む努力をしている。求人や就職の状況についても教職員に報告、共有している(備付-84、86)。

進学、留学を希望する学生に対し、各学科のクラス担当・事務担当が主となって相談、支援にあたっている(提出-2 p. 51、p. 56)(提出-18 p. 51、p. 56)(備付-81)。

留学支援については規程に定めているが(備付-規程集 18、97)、新型コロナウイルス感染の影響で、計画通り実施することが難しかった。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の学習成果の獲得実現のため、教職員一丸となって入学から卒業まで、資格取得、就職、留学、進学などの支援を行い、さらに卒業生にもアンケートを実施するなどして卒業後にも支援を行っている。

特に大きな課題はないと考えるが、時代によっては学習、学生生活、就職、進学の支援に必要とされる内容が変化していくため、たえず教職員がFD研修などを通じて情報収集し、能力の向上が必要あると考える。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

世界中に蔓延している新型コロナウイルス。大分県でも一時期感染者が増え、授業やイベント、就職活動等に多少の影響をきたした。

本学では、3週間程度の遠隔授業を行ったものの、学生達と教職員達が工夫を重ね、対面の授業を実施する事ができた。新たな生活様式の環境の中ではあるが、困難こそ

私達を成長させてくれるものだということを目の当たりにしている昨今である。

本学では、教員組織と事務職員組織が融合した特異的人事を行っており、全教職員が学生支援を行っている。教育環境のなかで教員は建学の精神「自立・自活できる人材の育成」を各授業の中で具現化する内容の教授を行い、学生支援の環境では個別の学生対象に個々の目標達成のための具体的アドバイスを行っている。その成果として、全学科の就職率 99.1%、専門職就業率が 95%、三年後の専門職就業率が 95%であったと判断している。全教職員・全学生及び学長を中心とした運営組織が一体となった別府溝部学園短期大学の成果と言える。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神や教育の目標等については、アセンブリーやオリエンテーションを通じ、浸透力を高め定着していくよう努力を続けている。

教育の質向上については、FD 研修を行い、資質能力向上に努めている。

実習先や就職先へ連携や情報交換は、各学科の実習担当者や就職支援課員が、連絡や訪問を行い、内容を充実させていくよう努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

新型コロナウイルス感染の拡大による影響で、オンラインでの教育の需要が一層高まることとなった。教育もデジタル社会に対応していくことは必要だが、教員による対面授業がおざなりになってはならない。

教育のデジタル化は、教育現場の効率性を向上させるだけではなく、学びの在り方を多用にし、学び方の選択肢を増やすためのツールとなることが望ましいのではないか。学生に合わせた教育を今後も実行していくよう努力していこうと考えている。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

備付資料

- 87 別府溝部学園短期大学科学研究費補助金支出基準
- 88 科学研究費事務処理マニュアル
- 89 個人調査票「個人調書」
- 90 個人調査票「職務調書」
- 91 個人調査票「研究業績書」
- 92 個人調査票「教育研究業績数および学外活動状況」
- 93 非常勤教員一覧表
- 94 別府溝部学園短期大学紀要第 41 号
- 95 別府溝部学園短期大学紀要第 42 号
- 96 別府溝部学園短期大学紀要第 43 号
- 97 別府溝部学園短期大学紀要第 44 号
- 98 別府溝部学園短期大学新聞第 68 号
- 99 別府溝部学園短期大学新聞第 69 号
- 100 別府溝部学園短期大学新聞第 70 号
- 101 別府溝部学園短期大学ホームページ「各教員が有する学位及び業績」
<http://dl1.dl.sua.jp/dl/6673-713df059ff1e22ee876fe41a53c120be>
- 102 専任教員年齢構成表
- 103 専任教員の研究活動状況表
- 104 外部研究費獲得状況表
- 105 短大専任職員一覧表
- 106 FD・SD 活動報告書
- 107 地域活性化事業（実践型地域活動事業・リカレント教育事業）実施報告書
- 108 教務課会議議事録
- 109 国際交流課会議議事録

備付資料-規程集

- 3 事務組織規程
- 4 文書取扱規程
- 5 起案決済規程
- 6 公印取扱規程
- 8 運営管理規程
- 11 別府溝部学園短期大学学生部長及び科長選考規程（内規）
- 22 別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程
- 30 別府溝部学園短期大学公的研究費運営・管理規程

別府溝部学園短期大学

- 31 別府溝部学園短期大学科学研究費補助金事務処理規程
- 32 別府溝部学園短期大学科学研究費補助金支出基準
- 35 別府溝部学園短期大学研究倫理規程
- 36 別府溝部学園短期大学紀要投稿規程
- 37 教授会規程
- 38 教職員選考規程
- 39 別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則
- 42 事務系職員昇格規程（内規）
- 45 別府溝部学園短期大学教職員評価規程
- 62 教職員服務規程
- 63 別府溝部学園短期大学非常勤講師就業規程
- 67 役員報酬規程
- 68 給与規程
- 69 別府溝部学園短期大学人事考課規程
- 40 特任教授に関する規程
- 41 特任教授の選考に関する特例規程
- 70 役員退職手当支給規程
- 71 教職員退職手当支給規程
- 72 定年規程
- 76 育児休業規程
- 77 介護休業規程
- 78 経理規程
- 81 固定資産及び物品管理規程
- 82 資産運用規程
- 85 防災管理規程
- 88 公益通報等に関する規程
- 98 別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程
- 99 溝部学園セクシャルハラスメント防止規程
- 100 別府溝部学園短期大学報奨規程
- 117 研究・調査等に関する旅費規定

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を

配置している。

- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1の現状＞

本学は、ライフデザイン総合学科（ファッションブライダルコース、グラフィックデザインコース、医療事務コース、ビジネス・観光コース〔留学生対象〕、日本語コース〔留学生対象〕）、食物栄養学科（保育健康コース、医事健康コース、温泉コンシェルジュコース）、幼児教育学科、介護福祉学科で構成されており、短期大学設置基準第20条及び第22条に基づき、それぞれの入学定員及び分野区分に応じた教員組織を編成している。

また、本学の教員組織は、建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」に基づく教育目的を確実に具現化するための組織として整備されたものであり、学長以下、教授19人、准教授13人、講師4人、助教10人、合わせて46人の専任教員数である（参照：表1 各学科別専任教員構成表）（備付-規程集11）。

本学のそれぞれの学科における専任教員の教員組織は短期大学設置基準を上回っている状況で、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

短期大学設置基準に規定する必要専任教員数（教授数）を算出するとライフデザイン総合学科は基準4(2)人に対して実数12(4)人、食物栄養学科は基準4(2)に対して実数12(6)、幼児教育学科は基準8(3)に対して実数14(7)、介護福祉学科は基準7(3)に対して実数8(3)であり全学科とも基準を満たしている。また合計では、基準（ロ）表の4(2)を加えて基準27(12)となるが、実数は46(20)である（参照：表1 各学科別専任教員構成表）。

表1 各学科別専任教員構成表

	教授	准教授	講師	助教	助教以上計	助手	計	教務事務 実習助手	設置基準	
									(イ)表	(ロ)表
ライフデザイン総合学科	4	4	1	3	12	1	13	1	4(2)	
食物栄養学科	6	2	0	4	12	3	15	1	4(2)	
幼児教育学科	7	3	0	4	14	0	14	1	8(3)	
介護福祉学科	3	4	0	1	8	0	8	1	7(3)	
計	20	13	1	12	46	4	50	4	23(10)	+4(2)

※設置基準

12
イ:10、ロ:2

27
イ:23、ロ:4

()は教授数

本学専任教員の選考は短大設置基準に沿って定められた「別府溝部学園短期大学教員選考基準に関する規則」（備付-規程集39）に基づき行われ、その職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足し

別府溝部学園短期大学

ている。また、学位、教育実績、研究業績、制作物発表は主なものについてウェブサイト上で公開している。詳細、その他の経歴等については公表していない。

各学科の教育課程編成・実施の方針(カリキュラムポリシー)に基づき、専任教員と非常勤職員を適切に配置している。各学科授業科目担当者の、専任・兼任・兼任別の内訳人数は、下表のとおりである。

表 2 学科・専攻別授業科目担当教員数 専任・兼任・兼任別(人)

分類	ライフデザイン総合学科			食物栄養学科			幼児教育学科			介護福祉学科		
	専任	兼任	兼任	専任	兼任	兼任	専任	兼任	兼任	専任	兼任	兼任
人数	13	10	66	15	18	42	14	5	16	8	5	6

非常勤教員の選考は「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」(備付-規程集 39)「別府溝部学園短期大学非常勤講師就業規程」(備付-規程集 63)に基づいて専任教員と同様に選考が行われており、非常勤教員についても、学位、研究業績、その他の経歴等で短期大学設置基準の規定を充足している(備付-規程集 62)。

補助教員として、助手・実習助手を合計 8 名配置している。演習・実験・実習を伴う授業については、各学科の教育方針に基づき複数の教員が授業に関わるよう時間割を編成し対応している(参照：表 1 各学科別専任教員構成表)。

教員の採用・昇任に関する規定として「教職員選考規程」(備付-規程集 38)「別府溝部学園短期大学教職員選考基準に関する規則」(備付-規程集 39)「別府溝部学園短期大学教職員評価規程」(備付-規程集 45)を整備しており、これら規程に基づいて教員の採用・昇任の具体的な手続きを適切に実施している。採用は、学科長及び短期大学部長による審査の上、選考資料を添えて採用又は承認を上申し、学長を委員長とする教員資格審査委員会による審査の上、理事長が承認、任命を行っている。教育職員就任後の資格昇任については、教授会(教員資格審査委員会)において資格審査を行ったのち辞令を交付する(備付-規程集 62)。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。

- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員の研究活動の状況は、論文発表・学会活動等の研究活動及び社会貢献活動を、教育課程編成・実施の方針の担当授業科目に基づいて進め、その結果を、本学ウェブサイトにおいて公開している。掲載内容は、各教員の申請に基づき、随時更新している。

科学研究費補助金、外部研究費等の獲得については、過去3ヶ年（平成30年度～令和2年度）において、平成30年度は産学連携等関係2件、科学研究費0件、特別補助0件、令和元年度は産学連携等関係1件、科学研究費0件、特別補助6件、令和2年度は産学連携関係1件、科学研究費0件、特別補助6件の採択である。令和2年度における産学連携関係は平成30年から続いている「豊の七瀬柿」関連の連携協定である。特別補助の内訳は官学連携県の食育推進条例に基づいた「地域の共食拡大事業」の1事業、地方自治体、産学界との連携を図りつつ、地域課題の解決を協働して行うことで高等教育機関の活性化・地方創生につなげることを目的とした地域活性化事業の5事業である。5事業の内訳は、①教員と学生が地域に直接赴き地域の課題解決を図る「実践型地域活動事業」として食物栄養学科より2事業、幼児教育学科より1事業、また②社会人を対象とし地域の人材育成や地域活性につながる講座を開講する「リカレント教育事業」に3事業である（備付-103）。

専任教員の研究活動に関する規程として「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」（備付-規程集 35）「別府溝部学園短期大学公的研究費運営・管理規程」（備付-規程集 30）「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金事務処理規程」（備付-規程集 31）「別府溝部学園短期大学科学研究費補助金支出基準」（備付-規程集 32）が整備されている。これらの規程に基づき、学外における教育研究研修活動費として、学科毎に助手職以上の人数×5万円の予算を配分している。図書購入費は学科毎に100万円を配分している。教員の研究経費は、必要に応じて学長決裁があれば使用が可能であり、上限は定めていない。教員の研究を推進し高度な研究も可能とするため、学長決裁により支出できるように制度を設けている。また、全教職員を対象に所属学会や研修組織等の年会費を補助し、これらの参加を促すために、年3回までの参加費・旅費・情報交換会参加費の全額を補助する制度を設けている。

研究倫理を遵守するための取り組みについて、「別府溝部学園短期大学FD・SD委員会規程」（備付-規程集 98）に基づくFD研修としてe-learningによる研究倫理教育の受講を専任教員に課している。また「別府溝部学園短期大学研究倫理規程」（備付-規程集 35）に基づき、審査が必要だと判断される研究については適宜「企画運営委員会」

にて審査を行っている。

専任教員の研究成果を発表する機会として「別府溝部学園短期大学紀要投稿規程」(備付-規程集 36)に基づき、年 1~2 回の紀要発行を行っている。平成 27 年度以前は年 1 回 3 月発行。平成 28・29・30 年度は 9 月、3 月の 2 回発行している(備付-94~96)。令和元年度以降は年 1 回 3 月のみの発行へ戻した。編集は本学専任教員があたっている。令和 2 年度は紀要 44 号(令和 3 年 3 月発行)(備付-97)に 8 編の研究論文および報告がまとめられている。くわえて、研究発表等については年 1 回発行の別府溝部学園短期大学新聞(備付-98~100)に掲載している。

専任教員のための研究室に関して、学科毎に整備している。しかし、全教員に対して 1 人 1 室となっていないのが実情で、以前からの課題である。今後も研究を行うのに十分なスペース確保に努める必要がある。令和元年に研究室整備の検討を行い計画を策定したが、耐震補強など優先すべき計画があるため、着手は未定である。

本学の専任教員は、授業準備・実施、学生に対する学習指導、生活指導、あるいはその他の業務遂行のため、まとまった研究・研修時間を確保しにくいのが実情である。研究活動支援として長期休暇中に研究に従事する時間の確保を可能にする自宅研修日を設定している。これらの課題解決として教員が担当している事務作業の軽減のため、事務職員の採用を進めている。しかし、人件費の高騰につながる恐れがあるということで毎年 1 人ずつの雇用を計ることとして進められている。令和 2 年度は奨学金担当の専任職員として 1 名を増員した。

専任教員の留学や海外派遣や国際会議出席等に関する規程については、「研究・調査等に関する旅費規程」(備付-規程集 117)において本学教職員が研究・調査・会議・学会発表等により国外の学会等で発表する場合は、学長決裁で旅費の 1 / 2 を支給する制度を設けている他、国外出張の規程を定めた。

FD 活動に関する規程として、「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」(備付-規程集 98)を明確に定めており、大学の教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、全学を挙げて FD 活動に取り組んでいる。

学科単位で FD 委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。FD 委員会は、本学の方針や学生の現状に鑑み、それぞれ取り組むテーマを決め、討議し、授業・教育方法の改善を図っている。更に、年に 3 回程度全教員を対象とした FD 研修を企画し、意見交換および討論を行い全学レベルで知識の共有化を図っている。各教員はこれらの研修とともに、学期末の学生による授業評価アンケート及び卒業時のアンケート等をもとに、自身の担当科目について評価・改善に役立てている(備付-106)。

専任教員は、授業を行う以外に学生の学習成果を向上させるために多様な業務を分掌するとともに関係部署との連携を図っている。専任教員は、各科目担当者として、また、各クラス・ホームルームの指導教員として業務に当たっているために連携はスムーズである。学科単位で相互に連携し、会議を通して情報を共有し、学習成果の向上を図るとともに学生状況の把握に努めている。さらに学生支援の窓口として学生サポートセンターを設置し、各委員会組織、事務組織へと支援を繋げている(教務課、学生課、厚生課、就職支援課、国際交流課、教職課程部会、実習部会、インターンシップ部会、

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」(備付-規程集 22)に基づき、法人事務局として総務課(法人係・学務係)、経理課(財務係・会計係)、管財課を設置し、短期大学学部として教務課、学生課、厚生課、国際交流課、就職支援課、入試広報課、同窓会、後援会、及び、学長直属組織として教学改革戦略会議、図書館、学生サポートセンター、地域連携センター、IR 室を配置している。また、事務組織を円滑に運営するために、企画運営委員会以下、各種委員会及び評議会を別に設置している。令和 2 年度は委員会 12、評議会 1 が活動している(参照：図 1 学校法人溝部学園組織図)。

本学の事務組織は、理事長・学長の下に、管理運営を事務局長が担っている。教学の運営としては短期大学部長が運営を担っている。大学全体のバランスと各々の資格及び能力を鑑みて、教員の兼務者も含んで事務職員の適切な人員確保と配置を行っている。事務職員は専門的な職能向上を図るため、外部研修等を受講し、必要な職務能力を修得している。学外の研修会参加者は内容を報告し、情報を共有しながら事務職相互の能力向上を図っている(参照：図 1 学校法人溝部学園組織図)(参照：表 3 教員以外の職員の概要)。

表 3 教員以外の職員の概要 (人)

(令和 2 年 5 月 1 日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	4	0	4
技術職員	0	0	0
図書館	1	0	1
入試・広報	2	0	2
教務事務・実習助手	2	2	4
計	9	2	11

事務職員は、適性にあった人員配置を行っている。また中期経営計画の人件費節減

の方針から、教育研究活動に支障をきたさない範囲において、任期制職員の活用も行っている。教務関係、学生指導・支援関係の業務は、教員の兼務者を中心に事務が執行されていることから、事務職員の情報・意識の共有化や事務作業の効率化につながっており、学生にとっても利便性が高まっている。反面、業務量の多さから事務職員及び兼務者の勤務時間が超過していた現状があったため、働き方改革を推進し、専任事務職員を増員することで負担を減らし能力や適性を十分に発揮できる環境を整えるべく改善を進めている。本年は奨学金担当の事務職員を増員した。

事務に関する規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含む規程として「事務組織規程」（備付-規程集 3）「文書取扱規程」「起案決済規程」（備付-規程集 4）「公印取扱規程」（備付-規程集 6）「運営管理規程」（備付-規程集 8）「教授会規程」（備付-規程集 37）「経理規程」（備付-規程集 78）「固定資産及び物品管理規程」（備付-規程集 81）「資産運用規程」（備付-規程集 82）を整備している。

事務部署に配置しているパソコンは、文書処理、情報処理、ネットワーク利用に対応させている。その他、印刷機やコピー機など必要な部署に必要な数を整備している。事務処理に必要な情報機器や備品等の整備については、毎年度の予算編成期に合わせて検討し、ICT 機器の高度化に合わせた事務機器を更新し、事務処理の迅速化・高度化を図っている。

本学において発生する諸般の事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制および対処方法を検討し、学生・教職員及び近隣住民等の安全確保を図り、学園の社会的な責任を果たすことを目的とする防災訓練を、毎年 10 月全学園体制で実施している。防火及び震災対策の徹底を期し、火災・震災その他の災害による人的、物的被害の軽減を目的とした「防災管理規程」を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者を教職員に委嘱し、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。心室細動時等の救急救命活動に有効とされる自動体外式除細動器(AED)を学内に設置している。

台風や集中豪雨の警報が出された場合は、全学生に向けて本学の e-PortFolio システムを利用して学園の対応を指示している。「自分の命は自分で守る。」を基本にして、緊急時には危機管理として学生の欠席は「公認欠席」としている。また、クラス担当やクラス事務担当教員は、学科内のメールシステムを利用して安否確認を行っている。

情報セキュリティについては、「情報セキュリティポリシー」に基づき設置された情報セキュリティ管理運営委員会が、適切な管理に努めている。特に教務課は、学籍の管理、時間割、教室割、成績管理、非常勤講師連絡等の通常教育研究支援業務の他に「情報セキュリティポリシー」に従って、緊急時の連絡など総括的な対応に当たり、最高情報セキュリティ責任者を補佐する役割を担っている。本学の情報処理機器における具体的なセキュリティ対策については、ネットワークシステムにおいて、ハードウェアレベルにおけるアドレス変換、ソフトウェアレベルにおける各 PC にセキュリティソフトのインストールを全端末に行っている。併せて、使用者（教職員）には、情報セキュリティ管理運営委員会より随時コンピュータウイルスやマルウェア対策の警告通知が行われ、学生に対しては、情報処理関係授業の教員による指導を年度初めに行っている。令和 2 年はコロナ禍のもと、遠隔授業にかかるセキュリティ対策として Google

Meet を使用することにより、登録した学生以外は参加できない仕組みとした(備付-規程集 85)。

事務職員(専門的職員等を含む)は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。「別府溝部学園短期大学 FD・SD 委員会規程」(備付-規程集 98)があり、SD 活動についても明確に示されている。本学を構成する専任教職員の全員を対象とし、事務局が行うべき業務を、学園経営、管理運営、学習支援および学生生活支援等の多方面からの協働において円滑に遂行するために、個人の業務改善と能力開発、及び、組織間の連携を推進することを目的としている。SD 委員会組織は、本学を構成する専任事務職員及び専任教員の全員で構成し、委員長および副委員長は学長が任命している。事務職員は、学外での SD 研修会に積極的に参加し、学内にフィードバックして組織の力量アップに繋げている。また、教職員相互の意見交換および討論を通じて、事務局の在り方を全学で共有している。

本学の事務処理の点検・評価は日々行われ、問題が起きた場合にそのつど組織の長に報告を行う仕組みになっている。組織の長は関係教職員に連絡をとりその改善のための会議を随時行い、改革案を取りまとめ周知し直ちに行動に移している。PDCA サイクルは日々回転している。

事務局は毎朝、朝礼を行い、課題の解決を行っている。教務課は毎月 1 回の定例会議を開き、翌月の事務処理の共通理解を計り、これまでの課題を確認し、職員間で改善を進めている。教職員の SD 活動をとおして、業務の点検・評価の意義や実施について研修を進めている(備付-規程集 98)(備付-106、108)。

本学は小規模の短期大学のため、教員と兼務している事務職員が多いこと、日常生活の中で職員と学生が接する機会が多いことから、事務職員も学生の状況をよく把握している。そのため、教員や関係部署との連携がスピーディーにできる強みがあり、学生の学習成果向上は図られている。その他、各種委員会や分掌の構成員として会議に参加することにより各学科の指導教員や授業科目担当者と連携を密にし、課題や目標を共有することができている。また、近年、留学生が増加し、各学科に所属していることから、特に国際交流課は学科との連携を緊密に行い、生活面と学業面の両方から細かく学生を支援している(備付-109)。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程を次のように整備している。「教職員選考規程」(備付-規程集 38)「事務系職員昇格規程(内規)」(備付-規程集 42)「教職員服務規程」(備付

-規程集 62)「給与規程」(備付-規程集 68)「役員報酬規程」(備付-規程集 67)「役員退職手当支給規程」(備付-規程集 70)「教職員退職手当支給規程」(備付-規程集 71)「定年規程」(備付-規程集 72)「育児休業規程」(備付-規程集 76)「介護休業規程」(備付-規程集 77)「公益通報等に関する規程」(備付-規程集 88)「特任教授に関する規程」(備付-規程集 40)「特任教授の選考に関する特例規程」(備付-規程集 41)「溝部学園セクシャルハラスメント防止規程」(備付-規程集 99)「別府溝部学園短期大学報奨規程」(備付-規程集 100)「別府溝部学園短期大学人事考課規程」(備付-規程集 69)。

教職員として最低限認識しておくべき服務に関する事項を「教職員服務規程」(備付-規程集 62)として定めている。第 1 章 総則、第 2 章 服務規律(第 1 節遵守事項・第 2 節承認事項、第 3 節禁止事項、第 4 節入退場)、第 3 章 勤務(第 1 節勤務時間・休憩・休日、第 2 節時間外、休日、日・宿直勤務、第 3 節休暇、欠勤及び出張)、第 4 章 給与及び旅費、第 5 章 人事(第 1 節採用、第 2 節異動、第 3 節休職及び定年、第 4 節退職及び解職)、第 6 章 研修、第 7 章 表彰、第 8 章 懲戒、第 9 章 遵守義務の 9 章から構成されている。教職員に対しては、年度当初に、学長が説明するとともにコンプライアンスの意識高揚について督励している。また規則改正時には、教授会開催時または FD 研修時に通知を行い、周知を図っている。

新規採用者には採用時に就業等に関する研修を行っている。新規採用者に対する研修は、就業に関する規程の他に、法人本部で「建学の精神」や学園の財務状況の説明、本学では概要説明や事務上の諸手続、教員研究費・旅費等の申請方法などについて説明している。また、規則等については教職員全員に配布しており、規則改正等があった場合はその度に通知し、遺漏のないよう周知している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

研究室の確保について、現状十分とは言えないので、今後も研究を行うのに十分なスペース確保に努める必要がある。令和元年度、学長の指示で法人本部として研究室整備の検討を行った。その結果、旧姫山寮の建物を研究室及び図書館付属のラーニング・コモンズとしての整備計画を策定した。本年はその計画を進めることはできていない。

事務職員と教職員の兼務状況について、専任事務職員を年に 1 名ずつ増員することで業務量や勤務時間超過については以前よりも改善傾向にある。更なる働き方改革の推進のもと、能力や適性を十分に発揮できる環境を整えていく改善が期待されている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

本学は小規模短期大学ということもあり、多くの教職員を配置することは継続的の大学経営(運営)に支障を来す恐れがあるということで、教員が事務職員の業務を一部負担する人事を行ってきた。このことは、教員の研究時間を制限するデメリットもある。このような中、中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」及び大学教育審議会の議論の中で「それぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進していく」こと

が打ち出されてきた。

別府溝部学園短期大学は建学の精神「自立・自活できる人材の育成」の具現化達成を目指し、学生の成長・教育成果の獲得を達成することを目標にしている。本学の「特色に応じた機能別文化とは」を議論してきた。結論として、別府溝部学園短期大学は限りある資源を「教育・地域（社会）貢献・研究」の順番で優先順位を定めることとした。この方針により本学の教員の業務量を割り振ったことで、第一に学生への教育・学生生活へのサービス向上のために、学生ニーズの満足度を向上させる最適解は学生と最も多くふれあっている教員が窓口になることとした。このため、全ての教員が原則全ての事務業務に兼任することで、学生ニーズを満たすことが可能になると考えた。この結果、学生の事務負担は教員の適格なアドバイスにより大幅に減少し、あわせて、教員が大学運営に関わることとなり、本学の目指す教育成果獲得の具体化も学生に伝えやすくなった。教員の負担は増してはいるが、短期大学の法的・社会的位置づけ、を考えると研究については、地域の課題解決をテーマに選定し、学生と PBL 型アクティブラーニングを進める授業形式で、地域研究を図ることを進めてきている。

その結果、学生の卒業研究のテーマの多くが「地域課題解決」として、各学科の教育特性にあった研究・学習となり、教員も所属学科の教育内容と地域人材育成が密接となり教育面においても相乗効果が現れてきた。大分県の研究予算獲得においても多くのテーマで採択され、地域組織との課題解決も進んでいる。学生も地域に入り込み、学びと現実社会・就業先と学びの連携等への気づきがおき、学習意欲の向上に繋がってきた。

一見、大学教員は研究第一の見方も否定しないが、短期大学の特性を考えると本学の試みは、地方短期大学の新たな生き方の事例となると期待している。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

備付資料

- 110 財産目録（土地・建物内訳表）
- 111 建物配置図及び平面図
- 112 学校図書館図書購入基準
- 113 学校図書館図書廃棄基準
- 114 学校法人規程綴目次
- 115 防災・避難訓練実施について

備付資料-規定集

- 78 経理規程
- 80 予算管理規程
- 81 固定資産及び物品管理規程

- 82 資産運用規程
- 83 図書館規程
- 84 施設等貸出規程
- 85 防災管理規程

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地の面積は 14,799.84 m²で、短期大学設置基準に定める必要校地面積を充足している（現有校地面積 14,073.84 m²）（備付-110）。

運動場面積は、5,065.55 m²であり、併設の高等学校、幼稚園との共用である。短期大学設置基準第27条2には、運動場の面積については具体的な基準は明記されておらず、何を基準に適切であるかの判断は難しい。しかしながら、短期大学設置基準の認可を得ているので、適切な面積を有していると考えられる（備付-110）。

校舎の面積は 11,020.83 m²で、短期大学設置基準に定める必要校地面積を充足している（備付-111）。

校地は、一部短い登降坂はあるが、概ね平坦であり障がい者にとって危険性は低い。校舎については、本館では車椅子用のアルミスロープを、35周年記念館、85年館にはエレベーター、福祉介護棟の校舎は正面玄関にスロープや手すり、障がい者用トイレ

別府溝部学園短期大学

を設置するなど設備が整っている。しかし、一部の校舎は、障がい者に対応していない。

校舎には、以下の表通り各学科・コースの授業内容に応じて、講義室、演習室、実験・実習室が用意され、教育環境は整っている。

建物・名称	施設の概要
短大本館 (60年館)	1階 第1会議室・第2会議室・教務課・健康管理室・会議室・ML教室 短大ホール(短大本館に統合) 2階 121講義室・122講義室・123講義室・124講義室 125講義室・服飾研究室・食物研究室 3階 就職支援室・カウンセラー室・幼児教育研究室 階段教室・131講義室・132講義室
2号館 (65年館)	1階 給食管理実習室・給食管理実習室試食室 被服構成実習室1 2階 理化学実験室・理化学研究室 221講義室(国際交流ルーム) 3階 美術教室・食物栄養学科研究室
35周年記念館 (81年館)	1階 理事長室・学長室・名誉学長室 法人本部室・事務室・会議室 2階 図書館・アクティブラーニング演習室・研究室・準備室 3階 パソコン教室・マルチメディア教室 グラフィック演習室・研究室 4階 茶室・作品展示室
記念館 (85年館)	1階 調理実習室・試食室・食物研究室 2階 多目的ホール(弓道場) 3階 温泉プール
学生寮(橘寮) (69年館)	1階～4階 学生居室
実習工房 (86年館)	1階 実習室・染色室・陶芸実習棟 ライフデザイン研究室
学生ホール (87年館)	1階 学生ホール・購買部・リーブル姫山(書店) 2階 872講義室・3階 873講義室
音楽棟 (91年館)	1階 レッスン室(短大本館に統合)・幼児教育研究室
特別実習棟 (93年館)	1階 健康アドバイザー実習室・ホール・健康アドバイザー研究室 2階 服飾手芸室(特21)・テキスタイル実習室(特22) ライフデザイン研究室
福祉介護棟	1階 入浴実習室・準備室・介護実習室

別府溝部学園短期大学

(02年館)	2階 介護1教室・介護2教室・会議室・研究室 研究室 1, 2, 3, 4
体育館 (62年館)	1階 短大体育館 (短大本館に統合)・幼児教育研究室
留学生寮	1階 学生居室
山荘	1階 倉庫
溝部センター ビル(72年館)	6階建 学生居室 (大分県歯科技術専門学校と共用)

本学は、通信による教育を行っていない。

全学科・全コースの授業内容に応じ、授業用の機器・備品は整備している。具体的には、マイク音響設備の改修やプロジェクターの整備を行い、より効率的な授業が展開できるように機器・備品を整備し、教育環境の充実を図っている。

図書館面積は 174.0 m²であり適切な面積を保有している。図書館の所蔵冊数は、26,218冊（和書 24,170冊、洋書 2,048冊）、AV資料 261点収蔵している。学術雑誌や新聞等は 124種である(備付-112、113)。図書の購入選定及び廃棄基準は整備されており、購入図書選定システムや廃棄システムは確立している。購入図書選定システムに基づき、学生の資格取得につながる専門図書あるいは関連図書に関しては、できる限り優先的に購入を図っている。また、卒業研究に係わる図書については特別の枠を設けて便宜を図っている。その他に、学内読書感想文コンクールを実施し、コンクールの推薦図書を各 3冊準備している。

本学の体育館は併設高等学校と共用し、面積は、519,00 m²である。短期大学設置基準第 28 条の 5 には、具体的な規定は明記されておらず、何を基準に適切であるかどうかの判断は難しいが、短期大学設置の許可を得ているので、適切な面積を有していると考えられる。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学園法人では、各規程の運用面について、固定資産及物品管理規程を財務諸表に

含め整備している。規程として「経理規程」(備付-規程集 78)「予算管理規程」(備付-規程集 80)「固定資産及び物品管理規程」(備付-規程集 81)「資産運用規程」(備付-規程集 82)「図書館規程」(備付-規程集 83)「施設等貸出規程」(備付-規程集 84)が定められている(備付-114)。

施設設備、消耗品や貯蔵品等の物品については、消耗品学園の経理規程、固定資産及び物品管理規程に基づき、固定資産及び物品の適正な維持管理に努めている。

火災・地震対策、防犯対策のための規則については「防災管理規程」(備付-規程集 85)の中に整備されている。規程に基づき自衛消防団が組織され、各教室の火元責任者をはじめとして防火管理体制が敷かれている。防災・避難対策のためのマニュアルも作成されており、毎年学園全体で行っている防災訓練で実践することで、各教職員への防火管理意識の周知徹底を図っている。なお、高等学校の敷地内に平成 29 年 8 月に災害地震速報機を設置し、短期大学も含め各部門にいち早く連絡対応できるよう整備した(備付-114、115)。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練については、火災対策について、法令上の消防設備を設置し、年 1 回の点検を原則として実施している。消火器も同様で、毎年 4 月に設置場所の確認と消火器使用期限の確認を行ない、期限切れのものは交換を行う等定期的な確認作業に努めている。学園全体の地震に対する安全対策として耐震調査とその対策が必要であるが、耐震調査は対象物件すべてで実施済みであり、短期大学については、令和元年度に短期大学 2 号館の耐震補強工事が終了し、対象物件 4 棟のうち 3 棟の耐震補強工事が完了(1 棟は廃寮)、これによりすべての短期大学の建物の安全対策が完了した。

学園全体での総合防災訓練を毎年 10 月に実施している。火災や地震への防災訓練のみでなく、東南海・南海地震による津波を想定した総合的な防災訓練を行っている。地域はもとより市役所や消防署と連携を取りつつ、学生の安全確保を最優先に方策を立て、実践している。防犯対策については、学園に門扉や守衛を配置することが困難な施設であるため、平素から教職員が不審者に対し積極的に対応する体制が確立されている。また、教職員が分担し校舎内の巡回・戸締りを毎日行い、学内外の防犯対策に万全を期しており、大きな事故・犯罪等は発生していない。寮及び留学生寄宿舎には、警備員の常駐体制をとり、防犯・火災対策にあたっている。心室除細動器(AED)は短大本館 1 階玄関、記念館 1 階玄関、85 年館 1 階玄関に設置されており、緊急時にはすぐに使用できる状況にある。

コンピュータシステムのセキュリティに関しては、ファイヤーウォールにより学内ネットワークへの外部からの不正アクセスを防止している。メールなどのコンピュータウイルス対策としては、全ての PC にアンチウイルスソフトをインストールし、常に最新の状態に更新している。また、外部 SE によるネットワーク監視により、外部からの不正アクセスなどによるネットワークの異常があれば、速やかに対応することができる。学内のネットワーク構成は 2 系統で運用され、教職員が使用するネットワークと、学生が使用するネットワークは、それぞれ独立して構成され、学生の相互のアクセスは不可能となっている(教職員は学生用ネットワークも利用可能)。学内ネットワークへアクセスする際には、個人的にユーザー登録された認証システムによって行われ、

ID 及びパスワードの管理は個人が行う。個人がネットワークへアクセスした記録はログとして保存され、不正アクセスがあった際には、解析することができるようになっている。事務職員と教員との間では、学内のファイルシステムを活用した情報のやり取りを行うため、独自にユーザー管理をし、機密性を保ちながら、容易な情報共有が可能となっている。

省エネルギー、資源対策については、教室にある空調設備の温度設定を集中管理し、夏季は 28℃、冬季は 20℃に設定し、省エネルギー・省資源に努めている。また、クールビズ、ウォームビズを積極的に推進し、地球温暖化問題に対する全体的な取り組みを行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の教育に係る教室・実習設備等の物的資源は揃っており、特別に課題として提起するものは無いように思える。しかし、施設・設備は時間と共に老朽化することから、計画的な更新は必要である。今後は各学科・組織より施設・設備の新たな要望や更新時期等を調査し、予算化を含め検討していきたい。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

平成 30 年度に短大本館、令和元年度に 2 号館(60 年館)の耐震工事を行った際、それに伴い、学生の利用するトイレの改修し、洋式化、ウォシュレット化を行い、学生生活の満足度の向上に努めている。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

備付資料

116 AV システム設置状況

117 PC 設置台数

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。技術的資源である学内ネットワークは、大きく分けて、<A>教職員専用のネットワーク網（職務上共有すべきファイルを収容している TanFS5 サーバー・Photo サーバーや各種ネットワークプリンタを含む）と、学生専用のネットワーク網とサーバー（JYOH0server 等、学生のファイル・作品や情報処理系の授業で使用するファイルの収納場所）に分かれている。これとは別に<C>カリキュラムおよび成績情報、シラバス、授業評価情報を扱う教務課のサーバー（HYOUKA Server）を設置している。また、<D>図書館の書籍情報を管理・運営しているサーバー、そして<E>法人事務局で使用している JIMserver を設置している。これらはいずれも、光ファイバーに通じており、Gigabit の専用高速ネットワーク回線で繋がっている。何らかの理由で断線した場合も使用できるようにサブの回線を確保し、ネットワークの使用が滞らないような配慮を行っている。さらに、データのバックアップシステムを複数備えており、学生、教職員に十分なネットワーク環境を整備している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づき、コンピュータおよび学内ネットワークといった技術的資源についてのサービスやその支援については、本学の情報処理系の授業を担当している専任教員が、学生および教職員のさまざまな質問や疑問に対し、授業以外の時間においても細かく対応を行っている。特に学生に対しては情報技術の向上に関する授業を設けている。各学科・コースの開講科目は以下の通りである。

【ライフデザイン総合学科】

〈ファッションブライダルコース〉・〈グラフィックデザインコース〉

情報科学、情報ネットワーク論、表計算演習 I

〈医療事務コース〉

情報科学、情報ネットワーク論、情報処理演習、プレゼンテーション演習、表計算演習 I、システム設計

〈ビジネス・観光コース〉（留学生）・〈日本語コース〉（留学生）

情報科学・表計算演習 I～II・情報ネットワーク論

【食物栄養学科】

〈保育健康コース・医事健康コース・温泉コンシェルジュコース〉

情報処理論、情報処理演習、プレゼンテーション

【幼児教育学科】

情報処理論、教育方法論

【介護福祉学科】

情報処理論、プレゼンテーション論

ハードウェア・ソフトウェアの向上・充実については、順次更新、拡充されている。さらに、機器の使用年数や使用状況、ソフトウェアの更新内容を複合的に考慮しつつ、随時更新や拡充・充実等を行っている。ソフトウェアとして常時最新のものをインストールできているわけではないが、想定される就職先で使用するに十分利用できるソフトウェアを導入していると考え。また、令和元年度は2020年1月14日にWindows7のサポート終了に伴い、Windows7搭載のPCからWindows10への買い替えを実施した。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業で使用する一般教室及び特別教室には無線LANおよび有線LAN環境が整備され、それらを含む技術資源分配の見直しについては、各学科・コースの教育課程の変化に基づいて、施設・設備の利用時間の見直し等を授業時間割の調整の下で行っている。

教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っており、全ての教職員にコンピュータを配布している。OSの仕様やソフトウェアの高機能化、およびコンピュータの老朽化などにより期待される十分な機能が果たせない機器などについては、各教職員からの要望を受け、適宜、新機種への代替交換を行っている。これまでも、おおよそ5年に1度のペースで順次新機種への交換が進んでおり、よって各教職員の業務に支障を来すほどの旧機種を使い続けているといったことはないよう配慮している。すべてのコンピュータは学内LANと接続されている。教職員のPCは、教職員用ネットワークシステムはもとより、学生用ネットワーク網へもアクセス可能としているため、学生のサポートや課題の授受やチェックも可能となり、授業への利用は進んでいる。そして、教員と事務職員とのファイルの共有やメール、学内カレンダーの共有も図られ、業務の運営の活用は有効に行われている。ソフトウェアについても、業務の基本となるワープロおよび表計算ソフトはボリュームライセンスにて一括購入を行い、各教員のパソコンに順次インストールを行っており、業務遂行に滞りがないよう配慮している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備しており、現在の所、パソコン教室・マルチメディア教室・アクティブラーニング演習室・栄養指導実習室・図書館等各所に設置されている。また、一般教室のいくつかには有線LANは敷設されているのだが、これは教職員専用の回線で授業を行うためのものである。また、学生ホールと図書館等、学内各所に無線LAN設備が敷設してあり、スマートフォンやタブレット端末でのネットワーク使用が可能となっている。教員用ネットワークの無線LAN環境としては、35周年記念館、短大本館の1階～3階、87年館1階、85年館試食室、2号館理化学実験室、福祉介護棟会議室等に無線LANルーターを設置しており、これにより広範囲の教室等において、学内ネットワークを使用することができるようになっている。

授業運営の技術的手段として、教員は新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができるように整備している。学内の各教室において、コンピュータを利用した映写設備が敷設されている(備付-116)。多くの教室でコンピュータ等の情報技術を用いた授業を展開することができる。また、これ以外の教室等においても、移動可能なプロジェクター、また移動設置型スクリーンを保有しており、さまざまな場所で使用することが出来るようにしている。プロジェクターが設置されている教室では、DVD または Blu-ray をはじめとした映像・音響設備も設置している。また、電子掲示板 (e-PortFolio) や履修カルテシステム、e-Learning システム (Web Study) なども導入し、2016 年度には教職員を対象とした FD 研修を行ったのを皮切りに、適宜、担当の教員より指導が行われている。これによりそれらの技術を授業内容に取り入れながら、効果的な授業を行っている。

コンピュータによる授業を行う教室として、コンピュータ教室 (Windows)、マルチメディア教室 (Macintosh)、アクティブラーニング演習室 (Windows)、栄養指導実習室 (Windows) を設置している(備付-117)。外国語学習を目的とした CALL 教室は、まだ整備されていない。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学生が 35 周年記念館パソコン教室・マルチメディア教室・アクティブラーニング演習室を使用する際に通常は午後 5 時で閉館してしまう。よって、放課後等、学生が授業以外の時間に自習を行ったり、課題学習を行ったりする時間の余裕がない。5 時限目の実施や各種行事等で残って作業する必要があるときは、教員が施錠等を含めた管理担当として付き添い、最後の施錠まで管理しているが、学生がより自由に使える環境を整備するよう要望があった。今後は、より一層利便性を高めるために組織として取り組んでいきたい。他の建物の学生の利用は、教員の許可があれば、午後 7 時程度までは利用可能となっている。

情報技術やネットワークは日々進歩しており、本学でも可能な限り最先端の技術を導入し、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて質の高い教育活動が実施できるよう整備を行っていきたいと考えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

学習効果を向上させるため、大半の講義室・演習室に LAN 回線、Wi-Fi、パワーポイント等を利用した教育のためのプロジェクターの設置、モバイル用ノート PC の準備など、デジタル化を進めてきている。来年度に向けて、Wi-Fi ルーターを全教室に個別に設置し、最新の Wi-Fi6 の技術を利用した学習環境に改修する計画を進めている。本学の学生の学習成果の確認や履修カルテの作成、授業におけるモバイル端末の活用を積極的に進めるインフラ構築を進めている。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

- 19 「計算書類の概要」(過去3年間)
- 20 「活動区分資金収支計算書(学校法人全体)」 [書式1]
- 21 「事業活動収支計算書の概要」 [書式2]
- 22 「貸借対照表の概要」 [書式3]
- 23 「財務状況調べ」 [書式4]
- 24 計算書類 [平成30年度]
- 25 計算書類 [令和元年度]
- 26 計算書類 [令和2年度]
- 27 学校法人溝部学園第2次中期経営計画(資金収支・事業活動収支計画表)
- 28 別府溝部学園短期大学第2次中期経営計画(資金収支・事業活動収支計画表)
- 29 学校法人溝部学園 令和2年度 事業報告書
- 30 学校法人溝部学園 令和3年度 事業計画書・予算書

備付資料

- 118 令和2年度予算書
- 119 令和2年度第1回補正予算書
- 120 予算策定資料
- 121 学校法人溝部学園第1次中期経営計画(2013-2017)
- 122 別府溝部学園短期大学第1次中期経営計画(2013-2017)
- 123 学校法人溝部学園第2次中期経営計画(2018-2022)
- 124 別府溝部学園短期大学第2次中期経営計画(2018-2022)
- 125 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「情報公開」
http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/information

備付資料-規程集

- 78 経理規程
- 82 資産運用規程

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ② 貸借対照表の状況が健全に推移している。

別府溝部学園短期大学

- ③ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ④ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑤ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑥ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑦ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑧ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑨ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑩ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑪ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑫ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ④ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑤ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

資金収支については、安定的な資金確保ができ、資金収支は均衡している。事業活動収支差額は平成30年度（73,384千円）、令和元年度（7,351千円）、令和2年度（30,783千円）と高水準な数値を確保し、事業活動収支差額比率においては平成30年度（5.10%）、令和元年度（0.50%）、令和2年度（2.17%）と令和元年度対比では1.67%増加し、概ね堅調に推移しており、財務基盤は安定している。

事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況については、令和2年度は30,783千円の収入超過であり、平成27年度の学校法人会計基準変更以降収入超過を維持しており、その要因については、その都度分析、検討している。

貸借対照表の状況は、資産と負債のバランスを保ち、財務状況は健全に推移している。

令和2年度の短期の支払い余力を表す流動比率は298.4%であり、一般的な指標である200%を大幅に上回っている。

短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係については、毎年、学園全体の予算編成方針に従い、短期大学の収入に見合った支出予算を編成し、執行管理を行っている。

学園全体の収容定員充足率は、平成30年度（93.2%）、令和元年度（95.5%）、令和

2年度(97.7%)、経常収支差額比率は、平成30年度(0.8%)、令和元年度(-1.2%)、令和2年度(1.9%)と経費等支出の見直しを図り経常収支差額比率は、プラスに転じることができ、学園の財務は概ね堅調に推移している。従って、短期大学の教育研究目的を達成するために必要な資金は十分確保されており、短期大学が存続可能な財政を維持している(提出-24~28)。

退職給与引当金は、退職給与引当金等が定められた算定方法に従って、目的どおりに適正に引き当てられており、100%組み入れを実施している。

資産運用については、「資産運用規程」(備付-規程集82)を制定しており、その運用については、安全、確実な短期的な運用を心掛けており、適宜検討しながら、適切な運用を行っている。

教育研究経費は、令和2年度決算において、学園全体の教育研究費比率は27.7%、短期大学においては40.9%であり、経常収支、事業活動収支の均衡を失しない限りは、手厚い教育を行うとの観点から、教育研究活動の維持・向上を目指している。

教育研究用の施設設備及び学習資源については、各部門との打ち合わせを行ったうえで配分できる範囲内での予算組みを心掛けており目的に応じて適切に資金を配分している。短期大学の教育研究備品については、毎年3百万円程度、学習資源(図書等)については、毎年5百万円程度を目安に予算化している。

公認会計士の監査意見への対応について、1年を通して、常に適切な対応を心掛けている。

寄付金については、適宜、寄付金を募っている。寄付に係る税の控除については、特定公益増進法人としての所得税控除制度と日本私立学校振興・私学事業団が取り扱う受配者指定寄付金制度を利用し、寄付者の負担軽減に結びつく体制を整えている。学校債は発行していない。

平成30年度~令和2年度における短期大学の入学定員充足率は年度ごとに55.2%、88.0%、93.0%の推移となり、令和2年度は前年対比5.0%の増加となった。平成30年度~令和2年度における短期大学の定員充足率も年度ごとに64.6%、71.9%、90.5%の推移となり、令和2年度は前年対比18.6%の増加となった。適正な定員確保に努めるため、定員の見直しを図り、平成31年4月より入学定員は30名減の200名とし、令和2年度より2名の募集専担者を配置し、体制を強化することで充足率を向上させていくこととしている。

学生規模に応じた予算配分で適切に執行し、収容定員に見合った健全な財務体質を維持している。

財的資源の管理については、平成30年度に「学校法人溝部学園第2次中期経営計画(2018-2022)(備付-123)」各部門ごとに策定スタートし、学校運営に取り組んでいる。

事業計画については、毎年5月の理事会で承認を得て、実行している。予算については関係各部門の意向を集約し、毎年3月に理事会で承認を得ており、いずれも適切な時期に決定している。

理事会で決定された事業計画と予算については、当該年度の4月1日に理事長名で各部門へ示達している(備付-120)。

短期大学を含む各部門は示達された予算額を基に、法人事務局と協議を交えて適正

に執行している。

日常的な出納業務を毎日円滑に実施し、経理責任者（事務局長）を経て、理事長に報告、説明し決裁を受けている（備付-規程集 78）。

資産及び資金の管理と運用は、管理については経理規程に則り、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に実行している。運用については、資産運用規程に定められており、資産運用責任者は、予め理事長の決裁を受け、運用を実行している（備付-規程集 78）。

月次試算表〔事業活動別〕、資金収支月計表〔前年同月比〕、資金収支累計表〔予算対比〕を添付し、経理責任者（事務局長）を経て、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学の学校法人溝部学園は、平成 25 年度に「学校法人溝部学園第 1 次中期経営計画（2013-2017）（備付-122）」、平成 30 年度に「学校法人溝部学園第 2 次中期経営計画（2018-2022）（備付-123）」で、本学の建学の精神「自立・自活できる人材の育成」を具現化し、達成するために、3 つの方針を的確に実施する中で教学改革を推進している。ディプロマポリシーを基に、カリキュラムポリシーの具体的展開のため、全ての科

目でルーブリックの実施を目指している。地域の高等学校との高大連携を強力に推進し、入学前教育を含めアドミッションポリシーの理解を図っている。将来のビジョン、選ばれる大学として「建学の精神を踏まえ社会から評価され、学生を含めたステークホルダーが満足する学校づくり」に邁進している。

本学の学生は、就業に必要な知識、技術を学び、さらには社会に出て役立つ関連した資格を取得し、専門職として地域に就業できることが大きな強みであり、その事は毎年の高い就職率に表れている。因みに、令和2年度の卒業生の就職率は99.1%であり、地域での専門職就職率は、98.1%を超えている。さらに昨今では、従前にも増して「地域志向」を強めるべく、教育課程においても、地域関係科目を基礎科目として全学科に位置づけ、教職員と地域との連携・協働を重視し、本学の「教育の質」の向上を目指している。

以上のような観点から、毎年強み・弱みの環境分析を行いながら、翌年の学生募集に役立てている。

学生募集対策は、募集・広報担当者会議において、入試・学生募集等の基本戦略について継続的に審議している。平成30年度に入試広報課の職員を増加し、広報の強化を図った。本学ホームページのブログやSNS（インスタグラムなど）を活用した学校紹介、高大連携協定校の増加を図り、体験授業等の企画、1・2年生を対象とした入試ガイダンスを企画し、学生募集に繋げている。学納金計画については、毎年法人事務局と短期大学教務課が情報交換、連携を図るなかで、過去の入学者数の推移、内訳等进行分析・検討し、年度予算の中に折り込んでおり、明確になっている。

人事計画については、教職員の経験年数、実績等に応じて短期大学の教務課において毎年検討しており、適切である。しかしながら、突然の退職による採用等の事案も見受けられ、経営幹部においては、日頃から教職員とのコミュニケーションを密に図り、想定外の事象が起こらないような信頼関係を目指している。

施設設備の新設、更新については、毎年、短期大学をはじめとする各部門と該当年度の収支を予想する中で、協議しながら決定している。また中期経営計画（提出資料 ）の中にも、大口案件とりわけ建物の耐震化事業、改築事業について折り込んでいる。今後とも全学的な視野で財務状況を勘案しながら、優先順位を付けて、計画的に実施していくこととしている。

外部資金の獲得については、平成27年度に学園創立70周年記念事業を実施したことにより、寄付金を12百万円余りを獲得でき、それ以降の年度においては多額ではないが、毎年寄付金獲得の実績を挙げている。また、遊休資産の処分については、以前より有効活用等を検討している案件があるが、なかなか進展がなく、価格が折り合えば処分することも視野に入れている。

短期大学全体の学生数の確保を最重視しながら、学科ごとに適切な定員管理を行うべく短期大学部長、各学科長を中心に教職員全員で、日々努力をしている。また、毎年学生数と教職員の人員バランス等を勘案して、経費の配分を行うこととしている。

経営情報の公開は短期大学のホームページで公開されている。また、法人事務局から教授会等において、タイムリーに財務状況の概要、主要計数の経年推移、予算取組方針等の説明、解説を行うことで、経営情報、危機意識の共有化を図っている（備付-125）。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

令和元年度、令和2年度においては、学校法人及び短期大学の財務上の大きな課題はない。しかし、慢性的な定員割れ状態は今後の財的資源獲得に支障を来す恐れはある。そのような中、食物栄養学科及び介護福祉学科の入学定員の見直しを進め、入学定員の充足率が全学科80%を超え補助金収入も期待できる。今後も引き続き学生募集に力を入れていく必要がある。あわせて、在学生の満足度を向上させることが、入学者数の増加に結び付くと考え、学生の要望を調査し真摯に行動に移していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学の教員による研究に充てる時間は多くはない。そのような中、教育の内容に地域課題解決を盛り込むことで、教員の研究も同時に進められる相乗効果が現れてきた。食物栄養学科を中心に大分県の研究予算を積極的に獲得し、研究成果は地域のマスコミに取り上げられ、地域・産業界からも感謝の言葉が相次ぎ、本学の年度予算以上の成果をあげている。今後は、産官学一体となった取り組みに力を入れていく。また、年度当初、計画になかった研究・教育については、事案毎に学長決裁で実施を進めている。小規模短期大学の長所として良いと考える。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

31 学校法人溝部学園寄附行為

備付資料

121 学校法人溝部学園第1次中期経営計画（2013-2017）

123 学校法人溝部学園第2次中期経営計画（2018-2022）

126 学校法人溝部学園役員等名簿

127 理事長の履歴書

128 学校法人実態調査表（写し）

129 理事会議事録

備付資料-規程集

諸規程集

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ④ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑤ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

別府溝部学園短期大学

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
- ③ 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
- ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は、昭和 48 年 4 月別府女子高等学校（現別府溝部学園高等学校）に教諭として赴任した後、別府女子短期大学（現別府溝部学園短期大学）助教授を経て、昭和 53 年 4 月に学校法人溝部学園総務部長を兼任、さらに平成 10 年 4 月には別府女子短期大学（現別府溝部学園短期大学）の学長に就任し、平成 21 年 10 月には学校法人溝部学園理事長となり、現在、理事長兼学長としてその経営手腕を十二分に発揮している。とりわけ、短期大学が受け入れた全ての学生に対し建学の精神「自立・自活できる人材の育成」を念頭に質の高い教育を推進する中で、地域社会が求める人材を輩出することを最も重要な社会的責務とし、学校法人の発展に大きく貢献、寄与している（備付-127）。

理事長は、学校法人を代表し、理事会の運営に当たっており、私立学校法をはじめ学校教育法、短期大学設置基準等の関連法規の規程および学校法人溝部学園寄附行為（提出-31）に基づき、個別の案件に対して戦略的かつ経営の安定化を中心とした意思決定を重視するとともに、諮問機関である評議員会の意見を取り入れた管理運営体制の確立に注力し、業務を総理している。

法人事務局が作成した決算諸資料について理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算書及び事業の実績（財産目録、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

学校法人における最高意思決定機関は理事会であり、学校法人溝部学園寄附行為（提出-31）第 16 条第 2 項により、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

理事会は、学校法人溝部学園寄附行為（提出-31）第 16 条第 3 項により理事長が招集し、同条第 7 項により、理事長が議長を務めている。令和 2 年度については、5 月、8 月、9 月、10 月、2 月、3 月に理事会を開催している。なお例年 2 回の定例理事会に加えて、議案の有無により臨時の理事会を開催している（備付-128、129）。

理事会を主管する理事長は、自己評価・評価委員会のトップでもあり、率先して自己点検・評価を推進するとともに、教職員に対して、組織的、継続的な自己点検・評価の実施を督励、監督している。認証評価の実施についても、毎年、理事会に中期経営計画（法人事務局）（備付-121、123）のなかで反省と進捗状況を報告しており、効果的・効率的な活動ができるよう適宜、適切な指導・助言を行っている。なお、第 3 期目となる第三者評価の受検時期等については、令和元年 9 月の短期大学の教授会にて説明、協議し、その後、令和 2 年 9 月 30 日の理事会にて検討し、決議している。

また、対内的には短期大学の学長、高等学校の学監も兼務しているのに加えて、対外的に多くの要職にも就いており、日頃から必要かつタイムリーな情報収集に努めており、評議員会の意見にも耳を傾けながら、理事全員に情報の共有化がなされるべく注

力している。

理事会を構成している理事は、学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第6条により選出されており、寄附行為をはじめ関連法規を理解し、社会的責任及び法的責任を認識しながら、短期大学の運営にあたっている。

理事会は、学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)、短期大学の学則をはじめとする学校法人及び短期大学運営に必要な諸規程(備付-諸規程集)を整備し、関係省庁等の動向を的確に捉え、改正・改善に努めている。

理事は、学校法人溝部学園の建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」に加え、短期大学の合言葉である「あなたはこの資格のほかに何ができますか」を理解し、法人の健全な経営について、学識及び識見を有している。また、私立学校法に基づく学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第6条により、1) 学長(校長)、2) 評議員のうちから評議員会において選任された者(2名)、3) 学識経験者(学長又は評議員である者を除く)のうちから理事会において選任された者(2名)で、上記1)及び2)に規定する理事は、学長、校長又は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする、となっている。なお各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族が1名を超えて含まれないものとしている(備付-126)。

学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第10条で、役員解任及び退任について以下の通り定めている。役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 1) 法令の規定又は、この寄附行為に違反したとき。2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。3) 職務上の義務に違反したとき。4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

二 役員は、次の事由によって退任する。1) 任期の満了。2) 辞任。3) 死亡。4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

以上により、寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長として学校法人溝部学園全体の経営・運営に優れたリーダーシップを発揮している。財務面においても耐震補強や校舎の新設・改修に果敢に決断し、理事会運営も率先して経営説明を行い、理事からの信頼も厚い。しかし、別府溝部学園短期大学の学長も兼任し、教授として講義も担い、海外への留学生募集等の出張もあり、多忙なことから体調面で不安がある。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

学校法人溝部学園は、短期大学、専門学校、高等学校、幼稚園、保育園を持ち、理事長として全ての決済を担っている。特に、令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、全部門の感染対策のため、各種行事の見直し、新規施設・設備の改修・改善の決済を強いリーダーシップを発揮している。感染対策として教職員・全学生生

徒園児に対して、毎日の検温・手指の洗浄消毒を始め、付帯設備の購入など、積極的に指示をだし感染を防いできた。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

11 別府溝部学園短期大学学則

備付資料

130 学長の個人調書

131 学校法人溝部学園組織図

132 教授会議事録

133 委員会等の議事録

134 指導組織、業務機構・分掌

備付資料-規程集

2 学（校・園）長候補者、名誉学長候補者選任規程

22 別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ④ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ④ 教授会の議事録を整備している。
- ⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、本学と学校法人溝部学園の理事長を兼務し、企画運営委員会委員長として大学及び学園の運営全般にリーダーシップを発揮し、学内活動はもとより国際交流活動や介護福祉士養成活動においても建学の精神と教育理念に基づく教育研究を推進している(備付-規程集 22)。

学長は、別府女子短期大学(現 別府溝部学園短期大学)に助教授として着任し、昭和 53 年 4 月に学校法人溝部学園総務部長を兼任、さらに平成 10 年 4 月には別府女子短期大学(現別府溝部学園短期大学)の学長に就任し、平成 21 年 10 月には学校法人溝部学園理事長となり、現在理事長兼学長として本学の運営において重責を果たしている。したがって、本学の歴史に詳しく、その運営能力と本学に奉仕する高潔な人格には、学内から厚い信頼が寄せられている。社会的活動として、特定非営利活動法人日本医療福祉実務教育協会理事長、大分県専修学校各種学校連合会監事、国家公務員共済組合連合会新別府病院倫理委員、国家公務員共済組合連合会新別府病院薬治験委員、別府市人権問題啓発推進協議会理事、別府市都市再開発(亀川まちづくり)推進協議会会長、九州地区私立短期大学理事等の役職を掌り短期大学の教育振興や地域振興に努めている(備付-130)。

学長は、学園創立者の教育理念を継承し、別府溝部学園短期大学教学改革戦略会議議長(備付-規程集 22)として教職員に対して、建学の精神である「自立・自活できる人材の育成」という教育の目的、「教育目標」、「学習成果」それぞれの相互の関係を明確に示している。また「学習成果」を獲得するための三つの方針「学位授与の方針(ディプロマポリシー)」、「教育課程の編成・実施方針(カリキュラムポリシー)」、「入学者受入方針(アドミッションポリシー)」を掲げ、学科ごとに人材育成の目標を明確にし、教育の充実に向けて努力している。さらに、アセスメントポリシー(学修成果の評価の方針)を 3 段階で策定している。①機関レベル(別府溝部学園短期大学)のアセスメントポリシー、②教育課程レベル(各学科)のアセスメントポリシー、③科目レベルのアセスメントポリシーである。教育理念の合言葉は、「あなたはこの資格のほかに何ができますか」である。学長のリーダーシップのもと、各学科で専門分野以外の付加価値的な資格取得についても推進し、質の保証を図るようにしている。このことは有効な人

材育成につながっている。その為、地域社会や企業からは即戦力としての期待値も高く、卒業生は取得した資格を生かした専門職として強みを発揮している。Mizobe Spiritsとして「三活動・五心」の精神のもと、職業教育としての知識、技術、資格取得に加え、豊かな人間性を持つ人材育成の具現化をめざし、多様化する社会において質的・量的ともに貢献できる人材育成を進めている。

「別府溝部学園短期大学学則」(提出-11)第7章 第25条の中で学生に対する懲戒について定めている。教育上必要とされるときは、学長が学科長の諮問に基づき、退学、停学、訓告等の懲戒を実施している。

学長は、学校法人溝部学園組織図(備付-131)に基づき、学科、課、委員会等の所属職員 の指導及び監督を行い、大学の運営を統括している。

学長の選考については「学(校・園)長候補者、名誉学長候補者選任規程」(備付-規程集2)により、理事会において理事定員の3分の2以上の議決により任命され、教学運営の職務遂行に務めている。また、審議機関として教授会を運営している。また、「別府溝部学園短期大学学則」(提出-11)第11章 教授会 第30条に、教授会の審議事項が定められている。学長は教育・研究などの教学に関する重要事項についてすべての専任教員に対して説明や報告を行い、その審議を図っている。また、学則 第11章 教授会 第31条において、学長は、教授会を招集し、その議長となるとあり、各学科・各課・委員会・評議会等に諮問し、意見集約を図るなどして審議案を作成し、教授会へ提出している。学則 第11章 教授会(審議事項) 第30条に基づき、学長が掲げる次の事項について決定を行うに当たり、意見を述べる機会を設けている。1) 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項。2) 学科課程に関する事項。3) 学生定員並びに学生の入学、転入学、退学、休学、復学、除籍、復籍、卒業及び賞罰に関する事項。4) 学生の試験及び単位修得に関する事項。5) 学生の補導及び厚生に関する事項。6) 教授、准教授、講師、助教及び助手の人事に関する事項。7) 大学の運営に関する重要事項。8) その他法令に定めがある事項。また、決定を行うに当たり、学則 第11章 教授会 第32条2に基づき、教授会の出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するとされており、教授会の意見を聴取した上で決定している。また、第33条では、これらの事項に限らず、教授会の運営に必要な事項についても教授会での審議を行い、学長が定めるとしている。教授会については学則 第11章 教授会 第29~33条に規定されており、学長は第31条に則り教授会を招集しているほか、教授会の構成員の3分の1以上の者から要請がある場合は、学長は教授会を招集しなければならないとされている。議事録(備付-132)は短大本館(第2会議室のキャビネット)に整備している。

学習成果について、免許・資格の取得状況や就職内定状況が教授会で報告されている。本学は学科ごとに三つの方針及びアセスメントポリシーを定め、これらの方針は教職員全体で認識している。教授会ではそれらの方針に基づいて、教授会審議事項である学科課程、学生の入学、転入学、退学、休学、復学、除籍、復籍、卒業及び賞罰、試験、単位修得等に関する審議を行っている。

委員会等の設置については、「別府溝部学園短期大学業務機構・分掌規程」(備付-規程集22)第19条の中で定められており、学長の下に1つの評議会及び12の委員会を設置し、分掌事項を規定して教育・業務を円滑に運営している。各評議会・委員会の議

事録は、短大本館（第2会議室キャビネット）に整備している（備付-133、134）。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は週三回の全教職員を対象とした朝礼を実施し、教育方針・運営・課題解決の指示出しを行ってきている。そのため、教職員の業務に齟齬はなく、学生への指導も一貫性がある。強力なリーダーシップを発揮して大学運営を進めている。そして、海外への留学生学生募集も自ら出張し、海外の大学等との連携協定の調印や講演を積極的に進め、教授として講義を持ち、地域連携での講演活動もこなし、教職員の模範としての活動は、本学の教職員の励みとなっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

大分県別府市は国際観光文化都市として海外からの観光客は多い。地域の人材として多国籍の人材を求めており、学長は自ら海外の大学等と連携協定を締結し、留学生の学生募集を行ってきている。また、別府市は温泉の泉源数は日本一、湧出量日本一の観光都市で有ることから、地域に必要な人材育成として「温泉コンシェルジュ養成課程」を食物栄養学科に設置し、社会人の学び直しのために職業実践力育成プログラム（BP）を3コース文部科学大臣より認可を受け地域の人材育成を進めている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料

31 学校法人溝部学園寄附行為

備付資料

125 別府溝部学園短期大学ウェブサイト「情報公開」

http://www.mizobe.ac.jp/t_university_introduction/information

135 監査報告書

136 評議員会議事録

137 監事監査チェックリスト

138 試算表の概要

139 監事監査調書

140 別府溝部学園短期大学ホームページ

141 学校法人溝部学園及び別府溝部学園短期大学の財務状況（概要）

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準Ⅳ-C-1 の現状>

平成 30 年度までの監事 2 名は、本学の元短期大学部長であったが、令和元年 5 月 28 日より、そのうち 1 名を主に財産の監査をすることを目的に、地元経済界における経営者を選任した。これまで業務監査については、理事会の運営に関する事項、理事の業務の執行に関する事項を、また財産監査については、内部統制の整備状況に関する事項、期末の財産の状況に関する事項を適宜監査し、毎年度末に監事監査チェックリスト(備付-137)を作成している。また、財務状況の概要を確認する意味で、毎年 9 月末(中間期)の業況について、法人事務局の作成した試算表の概要(備付-138)により担当者の説明を受けた後、事務局長と意見交換を行い、監査報告書(備付-135)を作成している。また毎年 5 月中旬の決算監査最終日に、公認会計士と監事との意見交換を行った内容等について、監事監査調書(備付-139)を作成している。

監事は、学校法人溝部学園の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。また監事は、理事会、評議員会に毎回出席し、学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第 15 条に定められている監事の職務を全うするべく、諮問に答えるとともに意見を述べている。

監事は、学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第 15 条に規定されている通り、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書(備付-135)を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に出席・提出し、報告している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第 19 条第 2 項に「11 人の評議員をもって組織する」と規定している。また第 5 条 1 項において、理事の定数は 5 人と規定していることから、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

なお、令和2年度の評議員数は11人、理事は5人となっており、理事の2倍を超える数の評議員をもって組織している(備付-136)。

私立学校法第42条の規程は、学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第21条及び第34条2項に記載されている。評議員会は、寄附行為に定められた規定に基づき開催され、予算、借入金、事業計画等の諮問、決算等については理事長から評議員会に報告がなされた後、意見が求められている。

よって評議員会は、理事長及び理事会の諮問機関として適切に運営されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

教育情報の公表については、学校教育法施行規則の規定に基づいて、以下の内容について本学ウェブサイトの情報公開のページ(備付-140)で広く社会に公開している。

①教育研究上の基礎的な情報

- 1) 学科、課程、専攻ごとの名称及び教育上の目的
- 2) 専任教員数等
- 3) 校地・校舎等の施設、その他学生の教育研究環境
- 4) 授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用

②修学上の情報等

- 1) 教員組織、各教員が有する学位及び業績
- 2) 入学者に関する受け入れ方針
- 3) 入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就業者数
- 4) 学修の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準
- 5) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- 6) 教育課程・履修モデル
- 7) 進路選択・心の健康等支援
- 8) 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

私立学校法及び学校法人溝部学園寄附行為(提出-31)第35条に基づいて毎会計年度終了後2月以内に財産目録、計算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)、事業報告書、監事の監査報告書(備付-135)を法人事務局及び各設置校に備え付け、閲覧に供するとともに、その情報は本学ウェブサイト(備付-140)上にすべて公開している。また、学内で財務情報を共有する観点から、毎年、適切な時期に教授会の議題として上程し、その概要を事務局長が説明している。参照：<教授会資料> 学校

法人溝部学園及び別府溝部学園短期大学の財務状況（概要）（その他の備付資料 4-9）

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

本学の情報公開は、原則として本学ウェブサイトにて行っている。その他、ステークホルダーに対して紙媒体での情報公開を行っている。財務情報・教育情報とは毎年8月までにはウェブサイトにて公開してきた。但し、平成22年度より年次毎に資料を公開してきているが、これまでの資料を消すことなく、全て公表している。過去何年分公表すれば良いのか。

監事は全ての理事会に参加し、2名の監事は財務担当、教学担当として監事業務にあっている。教学担当は常勤ではないため、全ての教学活動をチェックできるわけではない。今後は内部監査も視野に入れて行く検討を進める。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

財務情報・教育情報ともに、平成22年度より本学ウェブサイトにて掲載公表してきた。これらの情報は現在においても全て閲覧できる。また、過去数年間の時系列における推移も比較検討できるように工夫して公開している。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

理事長・学長のリーダーシップは強力であり、学園運営・短期大学運営は全教職員の学園の運営に齟齬はなく現在において課題は見つからない。

昨今の新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、従来の教育活動どおりの運営に変更が生じた今回においても、適時の対応を進めた結果、別府溝部学園短期大学の感染者は0人であった。全教職員・全学生の行動に学長の強い意志が統一された成果である。

今後は理事長・学長のもと、これまで以上に状況判断しながら、関係者の意見を聞き、適切な運営を進める

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- ①決定した年度予算等について短期大学の関係部署への浸透度合いを深める。
- ②年度予算の進捗状況の把握により適正な執行を図る。

<実施状況>

- ①短期大学と法人事務局の人的資源が充実し、年度予算及びその進捗状況等を含めた様々なコミュニケーションが円滑となっており、改善済みである。
- ②毎年9月の短期大学の教授会において、前年度決算の報告、解説等に加え、令和元年度より、新年度予算の進捗状況についても、必要科目については説明し、適正な執行と経費節減等の協力要請を行っている。また12月の教授会においては、毎年度の中間期試算表の概要及び新年度の予算取組方針等についても、法人事務局が説明し、短期

別府溝部学園短期大学

大学と各イベント予算を中心に検討し、年度予算に盛り込み、進捗状況により適宜、協議しながら、節減、削減に努めており、適正な執行が図られており、改善済みである

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし